

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

＜内閣府＞

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 26 年 4 月 1 日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 23 政策 83 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と「行政事業レビュー」等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 26 年 4 月 21 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：23 政策（68 施策） ○ 総合評価：3 政策（19 施策）（注）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) うち 3 施策については、実績評価方式による政策評価も並行して行う。また、うち 1 施策については、実績評価方式による政策評価を行うものと総合評価方式による政策評価を行うものとに分かれる。

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕	規制の新設が妥当	4	評価の結果を踏まえ、法案を国会に提出し又は政令を改正した	4			
	事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当	14	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	14			
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：78件 [22政策] (目標管理型の政策評価) [表1-3-ウ] {実績評価方式：68件} [23政策] (目標管理型の政策評価) [表1-3-エ]	目標超過達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	68		
			目標達成	36			2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	9
			相当程度進展あり	22	政策の重点化等	8		
			進展が大きくない	16			政策の一部の廃止、休止又は中止	1
			測定せず (注2)	1	3 その他 【その他】 (注3)	1	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 63件) (機構・定員要求に反映 8件) (うち、機構1件、定員8件)	
							<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 8件) (測定指標を変更 40件) (達成手段を変更 5件)	
		{総合評価方式：19件} [3政策] (注4) 〔表1-3-オ〕	—	—	—	—	—	
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
		未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
		その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注)1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 全ての測定指標において目標年度が平成26年度以降となっていることから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

3 法令に基づき施策が終了したものである。

4 うち3件については、実績評価方式による政策評価も並行して行う。また、うち1施策については、実績評価方式による政策評価を行うものと総合評価方式による政策評価を行うものとに分かれる。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策について評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 10 日、10 月 14 日、27 年 2 月 17 日及び 3 月 18 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	災害時における道路管理者による車両の移動等
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 24 条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設
3	地方公共団体等による駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置
4	地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等の規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 2 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国家戦略特区における所得控除制度の創設
2	国家戦略特区における創業 5 年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
3	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置
4	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
5	地域再生に資する税制上の特例措置の創設
6	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充
7	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置
8	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
9	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、22 政策の下に掲げる 78 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策1 適正な公文書管理の実施			
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	目標達成（暫定）	引き続き推進
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進			
2	重要施策に関する広報	目標達成	引き続き推進
3	世論の調査	目標達成	引き続き推進
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進			
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	目標達成	引き続き推進
政策4 原子力災害対策の充実・強化			
5	原子力災害対策の充実・強化	目標達成	引き続き推進
政策5 経済財政政策の推進			
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	進展が大きくない	引き続き推進
7	対日直接投資の推進	進展が大きくない	引き続き推進
8	緊急雇用対策の実施	進展が大きくない	引き続き推進
9	道州制特区の推進	進展が大きくない	引き続き推進
10	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進	目標達成	改善・見直し
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
13	市民活動の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進	目標達成	引き続き推進
15	国内の経済動向の分析	相当程度進展あり	改善・見直し
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
17	海外の経済動向の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
政策6 地域活性化の推進			
18	中心市街地活性化基本計画の認定	進展が大きくない	改善・見直し
19	構造改革特区計画の認定	進展が大きくない	引き続き推進
20	地域再生計画の認定	相当程度進展あり	引き続き推進
21	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	目標超過達成	引き続き推進
22	地域再生支援利子補給金の支給	目標達成	引き続き推進
23	特定地域再生計画の推進	目標超過達成	改善・見直し
24	総合特区の推進	目標達成	引き続き推進
25	「環境未来都市」構想の推進	目標達成	引き続き推進
26	都市再生安全確保計画の策定の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策7 地方分権改革の推進			
27	地方分権改革に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策8 科学技術政策の推進			
28	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等	目標達成	引き続き推進
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進			
29	宇宙開発利用の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策10 防災政策の推進			
31	防災に関する普及・啓発	相当程度進展あり	改善・見直し
32	国際防災協力の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
33	災害復旧・復興に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）	目標達成	引き続き推進
35	地震対策等の推進	目標達成	引き続き推進

政策11 沖縄政策の推進			
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査	目標達成	引き続き推進
38	沖縄における社会資本等の整備	測定せず(注2)	引き続き推進
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	目標達成	改善・見直し
40	沖縄の戦後処理対策	目標達成	引き続き推進
政策12 共生社会実現のための施策の推進			
41	子ども・若者育成支援の総合的推進	目標達成	引き続き推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)	目標達成	引き続き推進
43	子ども・子育て支援の総合的推進	進展が大きくない	引き続き推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
45	食育の総合的推進(食育推進基本計画)	進展が大きくない	引き続き推進
46	食育に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
47	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)	目標達成	引き続き推進
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
50	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	目標達成	引き続き推進
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
52	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)	目標達成	引き続き推進
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
54	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)	相当程度進展あり	引き続き推進
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等	相当程度進展あり	引き続き推進
56	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)	目標達成	引き続き推進
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
58	青年国際交流の推進	目標達成	引き続き推進
政策13 栄典事務の適切な遂行			
59	栄典事務の適切な遂行	相当程度進展あり	引き続き推進
政策14 男女共同参画社会の形成の促進			
60	男女共同参画に関する普及・啓発	相当程度進展あり	引き続き推進
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	相当程度進展あり	改善・見直し
62	国際交流・国際協力の促進	目標達成	引き続き推進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組	目標達成	引き続き推進
64	女性の参画の拡大に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
65	仕事と生活の調和の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
66	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	目標達成	引き続き推進
政策15 食品の安全性の確保			
67	食品健康影響評価技術研究の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
68	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策16 公益法人制度改革等の推進			
69	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
70	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整	相当程度進展あり	その他
政策17 経済社会総合研究の推進			
71	経済社会活動の総合的研究	目標達成	引き続き推進
72	国民経済計算	目標達成	引き続き推進
73	人材育成、能力開発	目標超過達成	引き続き推進
政策18 迎賓施設の適切な運営			
74	迎賓施設の適切な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
政策19 北方領土問題の解決の促進			
75	北方領土問題解決促進のための施策の推進	進展が大きくない	引き続き推進
政策20 国際平和協力業務等の推進			
76	国際平和協力業務等の推進	目標達成	引き続き推進
政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡			
77	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	目標達成	引き続き推進

政策22 官民人材交流センターの適切な運営			
78	民間人材登用等の推進	目標達成	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表1-4-(3)参照。
- 2 全ての測定指標において目標年度が平成26年度以降となっていることから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の23政策の下に掲げる68施策を対象として評価を実施中。

表1-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
政策1 適正な公文書管理の実施	
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	
2	重要施策に関する広報
3	国際広報の強化
4	世論の調査
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	
5	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
政策4 原子力災害対策の充実・強化	
6	原子力災害対策の充実・強化
政策5 経済財政政策の推進	
7	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
8	対日直接投資の推進
9	緊急雇用対策の実施
10	道州制特区の推進
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
13	市民活動の促進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
15	国内の経済動向の分析
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
17	海外の経済動向の分析
政策6 地域活性化の推進	
18	国家戦略特区の推進
19	中心市街地活性化基本計画の認定
20	構造改革特区計画の認定
21	地域再生計画の認定
22	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
23	地域再生支援利子補給金の支給
24	特定地域再生計画の推進
25	総合特区の推進
26	「環境未来都市」構想の推進
27	都市再生安全確保計画の策定の促進
政策7 地方分権改革の推進	
28	地方分権改革に関する施策の推進
政策8 地域経済活性化事業等支援政策の推進	
29	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
政策9 科学技術政策の推進	
30	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
政策10 宇宙開発利用に関する施策の推進	
31	宇宙開発利用の推進
32	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
33	広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業
政策11 防災政策の推進	

34	防災に関する普及・啓発
35	国際防災協力の推進
36	災害復旧・復興に関する施策の推進
37	防災行政の総合的推進（防災基本計画）
38	地震対策等の推進
政策12 沖縄政策の推進	
39	沖縄における社会資本等の整備（注1）
40	沖縄の特殊事情に伴う特別対策（注1）
41	沖縄の戦後処理対策（注1）
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
43	少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）
44	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等（注2）
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）
46	食育に関する広報啓発、調査研究等
47	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
48	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
49	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
政策14 栄典事務の適切な遂行	
50	栄典事務の適切な遂行
政策15 男女共同参画社会の形成の促進	
51	男女共同参画に関する普及・啓発
52	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
53	国際交流・国際協力の促進
54	女性に対する暴力の根絶に向けた取組
55	女性の参画の拡大に向けた取組
56	仕事と生活の調和の推進
57	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
政策16 食品の安全性の確保	
58	食品健康影響評価技術研究の推進
59	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
政策17 公益法人制度の適正な運営の推進	
60	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
政策18 経済社会総合研究の推進	
61	経済社会活動の総合的研究
62	国民経済計算
63	人材育成、能力開発
政策19 迎賓施設の適切な運営	
64	迎賓施設の適切な運営
政策20 北方領土問題の解決の促進	
65	北方領土問題解決促進のための施策の推進
政策21 国際平和協力業務等の推進	
66	国際平和協力業務等の推進
政策22 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	
67	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
政策23 官民人材交流センターの適切な運営	
68	民間人材登用等の推進

(注) 1 上記の施策のうち、施策39、施策40、施策41については実績評価方式による政策評価も並行して行う。

2 施策44のうち、子ども・若者育成支援に係る部分については総合評価方式による政策評価を行い、少子化社会対策に係る部分については、実績評価方式による政策評価を行う。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成26年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の3政策の下に掲げる19施策を対象として評価を実施中。

表1-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
政策9	科学技術政策の推進

1	科学技術イノベーション創造の推進
政策12 沖縄政策の推進	
2	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
3	沖縄振興計画の推進に関する調査
4	沖縄における社会資本等の整備（注1）
5	沖縄の特殊事情に伴う特別対策（注1）
6	沖縄の戦後処理対策（注1）
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
7	子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
8	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等（注2）
9	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
10	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
11	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
12	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
13	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
14	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等
15	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
16	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
17	子どもの貧困対策の総合的推進（子どもの貧困対策に関する大綱）
18	子どもの貧困対策に関する調査研究等
19	青年国際交流の推進

(注) 1 上記の施策のうち、施策4、施策5、施策6については実績評価方式による政策評価も並行して行う。

2 施策8のうち、子ども・若者育成支援に係る部分については総合評価方式による政策評価を行い、少子化社会対策に係る部分については、実績評価方式による政策評価を行う。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 原子力災害対策の充実・強化	(1) 原子力災害対策の充実・強化
5. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報 (2) 対日直接投資の推進 (3) 緊急雇用対策の実施 (4) 道州制特区の推進 (5) 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (8) 市民活動の促進 (9) NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進 (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 構造改革特区計画の認定 (3) 地域再生計画の認定 (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (5) 地域再生支援利子補給金の支給 (6) 特定地域再生計画の推進 (7) 総合特区の推進 (8) 「環境未来都市」構想の推進 (9) 都市再生安全確保計画の策定の促進
7. 地方分権改革の推進	(1) 地方分権改革に関する施策の推進
8. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
9. 宇宙開発利用に関する施策の推進	(1) 宇宙開発利用の推進 (2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
10. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
11. 沖縄政策の推進	(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進 (2) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (3) 沖縄における社会資本等の整備 (4) 沖縄の特殊事業に伴う特別対策 (5) 沖縄の戦後処理対策
12. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進

	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する広報啓発、調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
	(18) 青年国際交流の推進
13. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
14. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(3) 国際交流・国際協力の促進
	(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(5) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(6) 仕事と生活の調和の推進
	(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
15. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
16. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
17. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
18. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
19. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
20. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h26/taiou_h26.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1 政策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第 7 条第 2 項第 1 号)	{事業評価方式：1 件} 〔表 2-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第 7 条第 2 項第 2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第 7 条第 2 項第 2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第 7 条第 2 項第 3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 27 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	インターネットによる古典籍の紹介

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 3 月 31 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：1 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：1件 (目標管理型の政策評価) [表3-3-ア]	相当程度進展 あり	1	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた(進め る予定)【引き続き推進】 〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 1件)	1
					〈事前分析表への反映〉 (測定指標を変更 1件)	
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 26 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 26 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施し、その結果を「政策評価書」として平成 26 年 8 月 29 日に公表。

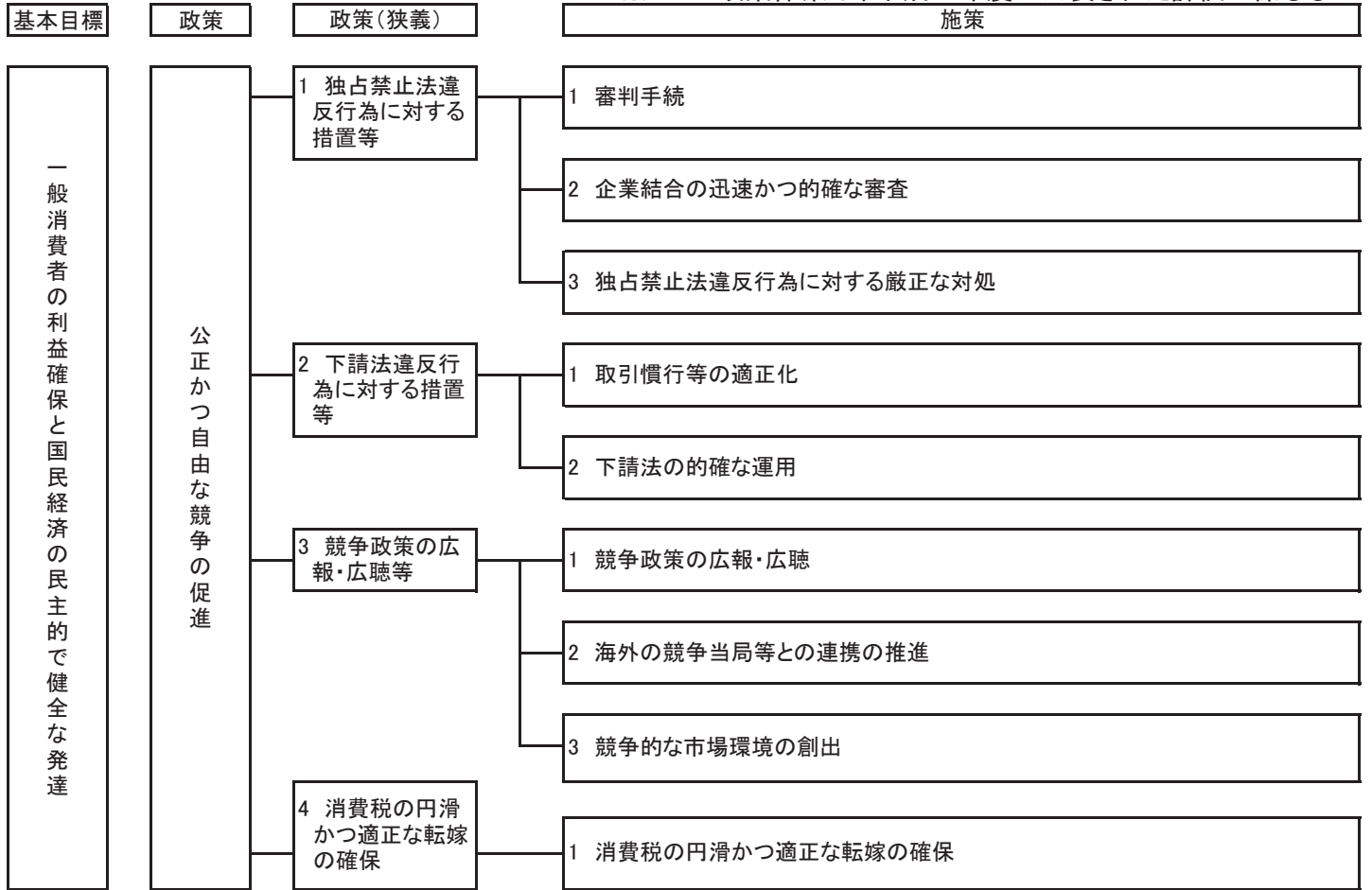
表 3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 3-4-(1) 参照。

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ
 (<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan26.xls>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から27年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：14政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成26年度政策評価の実施に関する計画（平成26年3月20日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成25年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成26年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価を実施（27年度に評

		価書を作成)。 ○ 事業評価：1の政策と1の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1の行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成26年度実績評価計画書」（平成26年9月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：14件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設等は妥当	14	評価結果を踏まえ、新規規制等を内容の一部とする法律案を国会へ提出	14			
	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	2	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	2			
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：18件 (目標管理型の政策評価) 〔表4-3-ウ〕	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18		
		{7の基本目標と18の業績目標} 〔表4-3-エ〕	相当程度進展あり	10			〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映17件 機構・定員要求に反映10件 (うち、機構3件、定員10件))	
			進展が大きくない	3				〈事前分析表への反映〉 (達成すべき目標を変更 3件 測定指標を変更 2件 達成手段を変更 1件)
			総合評価方式：1件 〔表4-3-オ〕	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある				
	事業評価方式：1件 (政策) 〔表4-3-カ〕	一定の取組効果が現れている	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1			
	事業評価方式：1件 (規制) 〔表4-3-キ〕	有効性及び効率性が認められる	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1			
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—			

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 14 政策について評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 10 日、10 月 14 日、10 月 24 日及び 27 年 3 月 10 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	公告国際テロリストに対する行為の制限等
2	公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等
3	疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備
4	外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備
5	年少射撃資格者の年齢要件の緩和
6	練習射撃場制度の拡充
7	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除
8	特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設
9	ダンスホール等に係る規制の廃止
10	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入
11	臨時適性検査の対象拡大等
12	準中型自動車免許の新設
13	準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入
14	運転免許の仮停止の対象の拡大

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化 (警察用の船舶)
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化 (警察の用に供する電気通信設備)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(2) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 7 月 17 日に「平成 25 年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	相当程度進展あり	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	進展が大きくない	引き続き推進
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	進展が大きくない	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	目標達成	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	目標達成	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	進展が大きくない	引き続き推進
10	来日外国人犯罪対策の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	目標達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	目標達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 7 安心できる IT 社会の実現			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(3) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施中（平成 27 年度中に公表予定）。

表 4-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保	
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	国際組織犯罪対策の強化
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進
13	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できる IT 社会の実現	
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(3) 総合評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「総合評価書 災害に係る危機管理体制の再構築」として公表。

表 4-3-オ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	災害に係る危機管理体制の再構築	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(4) 参照。

(4) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「事業評価書 子供女性安全対策班の設置」として公表。

表 4-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（政策）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	子供女性安全対策班の設置	一定の取組効果が現れている	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表4-4-(5)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 90 号）により新設された規制」として公表。

表 4-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	75 歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表4-4-(6)参照。

別表

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(https://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/H26_seisaku_yosan.pdf)参照

特定個人情報保護委員会

《特定個人情報保護委員会》

表 5-1 特定個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	特定個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成26年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：3政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注）平成26年度に実施している政策については、平成27年度以降の適切な時期に評価を実施する予定。

表 5-2 特定個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 5-3 特定個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

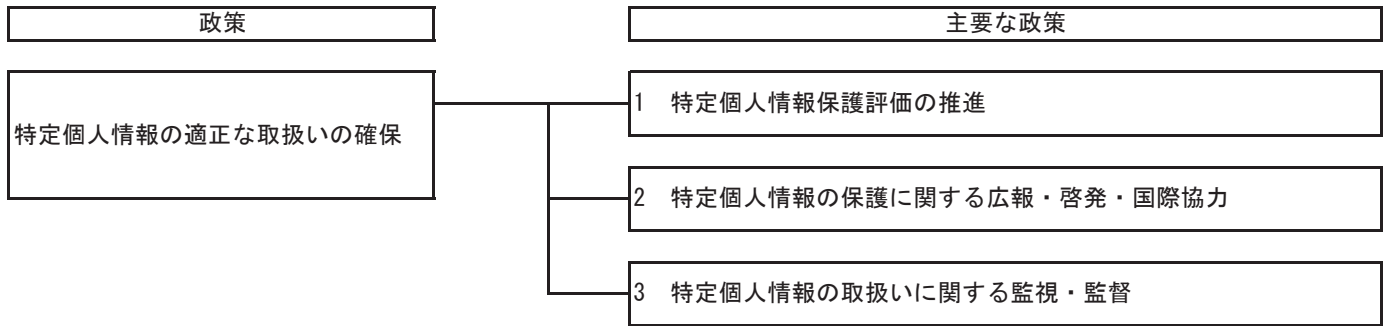
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系（特定個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成26年度実施計画に定めるもの



金融庁

《金融庁》

表 6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成 24 年 5 月 31 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 1 号から第 5 号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 6 号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価： 金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価： 法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価： 政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度金融庁政策評価実施計画（平成 26 年 7 月 1 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価： 20 施策 ○ 事業評価： <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業等。また、過去にこうした事前評価を実施し、当年度に効果が発現する予定の事業等。 (2) 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現

		のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	6	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した。	2	
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正することとした。	4	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。	8	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕 〔実績評価方式：20件〕 〔表6-3-エ〕	目標達成	6	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	12
			相当程度進展あり	13	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。 【改善・見直し】	8
			進展が大きくない	1	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 13件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、機構5件、定員6件) 〕	
					〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 8件 〕	
			事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。 【引き続き推進】
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 5 月 14 日、6 月 6 日、7 月 1 日、7 月 3 日、平成 27 年 2 月 13 日及び 3 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	プロ向けファンドに関する規制の見直し
2	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加
3	保険仲立人に対する規制緩和
4	非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け
5	大量保有報告制度の見直し
6	適格機関投資家等特例業務の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 6-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等
2	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
3	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）
4	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税
5	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
6	外国子会社合算税制の見直し
7	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置
8	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 6-4-(2) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実績評価書」として公表。

表 6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進

2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	相当程度進展あり	引き続き推進
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
基本政策Ⅳ 横断的施策			
12	国際的な政策協調・連携強化	目標達成	引き続き推進
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	目標達成	引き続き推進
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	相当程度進展あり	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化	進展が大きくない	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
(業務支援基盤の整備のための取組み)			
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	相当程度進展あり	改善・見直し
18	学術的成果の金融行政への導入・活用	相当程度進展あり	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用	目標達成	引き続き推進
20	災害等発生時における金融行政の継続確保	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施中（平成27年8月公表予定）。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
基本政策Ⅳ 横断的施策	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
（業務支援基盤の整備のための取組み）	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

(3) 事業評価方式を用いて、以下の1事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度事業評価書」として公表。

表6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表6-4-(4)参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku26.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表 7-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成25年3月18日決定） 平成25年7月1日一部改正 平成27年2月26日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するよう努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やホームページにより受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度消費者庁政策評価実施計画（平成27年2月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：11施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 7-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 7-3-ア〕	規制の新設が妥当	1	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	1
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-イ〕 {実績評価方式：11件} (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-ウ〕	目標達成	4	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9
			相当程度進展あり	6	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の重点化等	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 6件 (うち、機構2件、定員6件))	
<事前分析表への反映> (測定指標を変更 4件 達成手段を変更 1件)						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 7-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 23 日に「規制を対象として事前評価した政策評価書」として公表。

表 7-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	不当表示に対する課徴金制度の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 7-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 10 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 8 日に「平成 25 年度消費者庁政策評価書」として公表。

表 7-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進
3	個人情報保護に関する施策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	物価対策の推進	目標達成	引き続き推進
6	地方消費者行政の推進	目標達成	引き続き推進
7	消費者の安全確保のための施策の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
8	消費者取引対策の推進	目標達成	引き続き推進
9	消費者表示対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
10	食品表示の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 7-4-(2) 参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 11 施策を対象として評価を実施中。

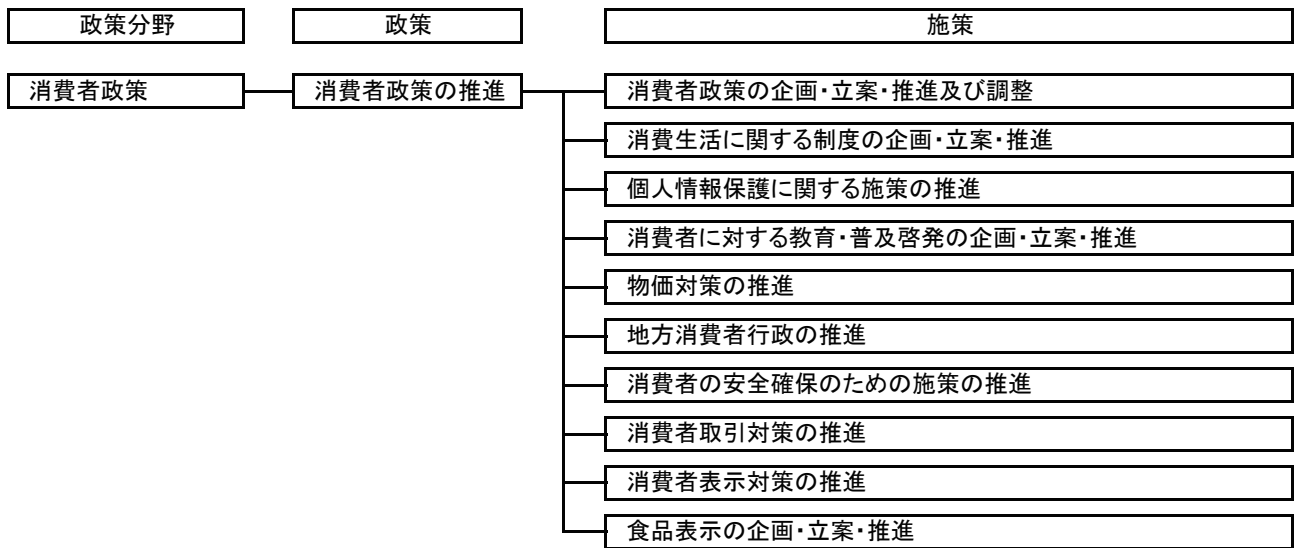
表 7-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
5	地方消費者行政の推進
6	物価対策の推進
7	消費者政策の推進に関する調査・分析
8	消費者の安全確保のための施策の推進
9	消費者取引対策の推進
10	消費者表示対策の推進
11	食品表示の企画・立案・推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/h26seisakuyosan.pdf>)参照

復興庁

《復興庁》

表 8-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度復興庁政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	① 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：1の施策 ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
事前評価		事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表 8-3-ア〕	租税特別措置等 の拡充が妥当	1	評価の結果を踏まえ、施策を 盛り込んだ法律案を国会へ提出 することとした。 1
事後 評価	主要な行政目 的に係る政策 等として基本 計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：1件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 8-3-イ〕	目標達成	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 1
					<概算要求及び機構・定員要求への反 映> (概算要求に反映 1件)
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
	その他の政 策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の1の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月6日に「平成26年度租税特別措置等に係る政策評価書（事前評価）」として公表。

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表8-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度復興庁政策評価実施計画」に基づき、以下の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成25年度復興庁政策評価書（事後評価）」として公表。

表 8-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「新しい東北」の創造に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表8-4-(2)参照。

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="708 302 1481 336">(1) 復興特区制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 347 1481 380">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 392 1481 425">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進<li data-bbox="708 436 1481 470">(4) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 481 1481 515">(5) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進<li data-bbox="708 526 1481 604">(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(5)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ
(http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20140311_fukkou.pdf) 参照

総務省

《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正 平成26年6月2日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 26 年度総務省政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の主要な政策（その他の主要な政策については、モニタリングを行う。） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	有効性・効率性が認められる	5	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	5
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 5件)	
		事業評価方式：6件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、法令等に反映	6
		事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	8
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：6件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	目標達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
			相当程度進展あり	4		
			進展が大きくない	1		
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件))	
					〈事前分析表への反映〉 (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 4件 達成手段を変更 3件)	
			事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表9-3-オ〕	必要性・有効性等が認められる	1	評価結果を踏まえ、当該措置を継続 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 〔表9-3-カ〕	有効性・効率性等が認められる	4	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	4	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度予算概算要求を行う以下の 5 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前事業評価書」として公表。

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発
2	多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証
3	ICT を活用した自立行動支援システムの研究開発
4	第 5 世代移動通信システム実現に向けた研究開発
5	テラヘルツ無線信号の広帯域・高感度測定技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 7 月 18 日、10 月 28 日、27 年 1 月 21 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	スプリンクラー設備等に関する基準の見直し
2	電気通信主任技術者の配置要件の緩和
3	認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和
4	特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等 (3 件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
3	振興山村における工業用機械等の特別償却
4	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
5	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
7	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
8	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	行政評価等による行政制度・運営の改善	進展が大きくない	改善・見直し
2	分権型社会を担う地方税制度の構築	相当程度進展あり	引き続き推進
3	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	目標達成	引き続き推進
4	情報通信技術高度利活用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	電波利用料財源電波監視等の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 9-3-オ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	必要性・有効性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(5) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後事業評価書」として公表。

表 9-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発	有効性・効率性等が認められる
2	大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術の研究開発 (大規模通信混雑時における通信処理機能のネットワーク化に関する研究開発)	
3	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発	
4	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(6) 参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 適正な行政管理の実施
	2 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	4 地域振興(地域力創造)
	5 地方財源の確保と地方財政の健全化
	6 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	7 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	8 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	10 情報通信技術高度利活用の推進
	11 放送分野における利用環境の整備
	12 情報通信技術利用環境の整備
	13 電波利用料財源電波監視等の実施
	14 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	15 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	17 恩給行政の推進
	18 公的統計の体系的な整備・提供
	19 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337499.pdf) 参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 10-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成26年3月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成26年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成26年3月25日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（3目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 （法第7条第 2項第1号）	実績評価方式：3件 〔表10-3-ア〕 （目標管理型の政策評 価） {実績評価方式：3 件} 〔表10-3-イ〕	目標達成	3	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】		3
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構0件、定員1件)〕		
					<事前分析表への反映> (測定指標を変更 2件)		
未着手 （法第7条第 2項第2号 イ）		該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第 2項第2号 ロ）		該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 （法第7条第 2項第3号）		該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 25 年度事後評価書）」として公表。

表 10-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行			
政策 1 公害紛争の処理			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標達成	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標達成	引き続き推進
政策 2 土地利用の調整			
3	・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 ・ 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保（注 2）	目標達成	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 10-4-(1) 参照。

2 「政策 2 土地利用の調整」については、政策体系上は 2 つの目標を掲げているが、評価書は、2 つの目標に係る内容を 1 件として公表している。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

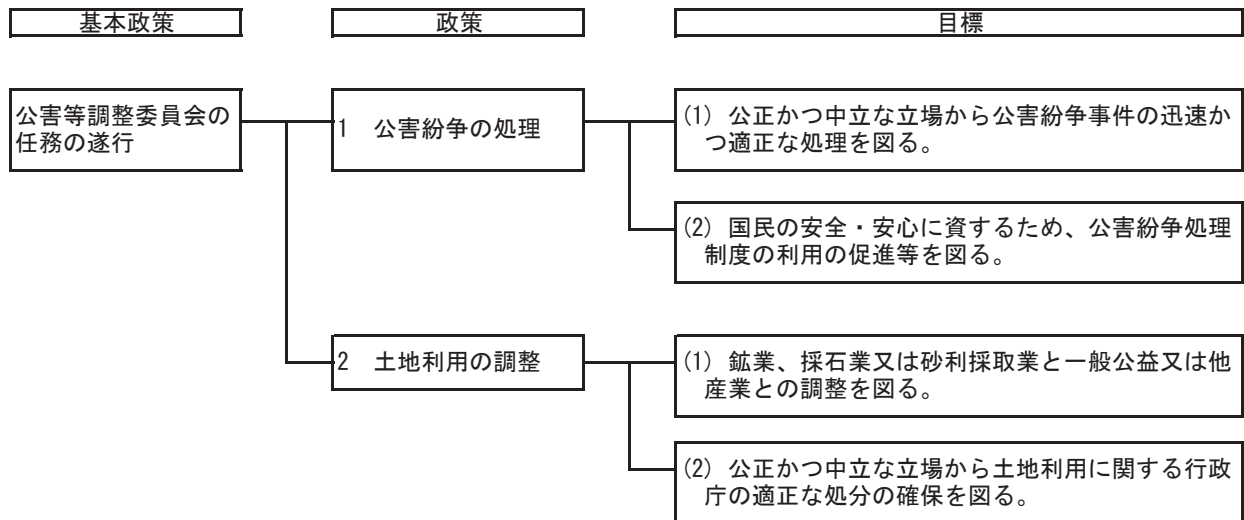
実績評価方式を用いて、「公害等調整委員会政策評価基本計画」に基づき、以下の 3 目標（施策）を対象に評価を実施中（平成 29 年 8 月公表予定）。

表 10-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策 1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策 2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337499.pdf) 参照

法務省

《法務省》

表 11-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から30年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から5年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成26年4月25日決定） 平成26年10月3日改定	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：2施策（法務に関する調査研究） ○ 実績評価：17施策 ○ 総合評価：1施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：5件 〔表11-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	5	〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 5件)
	事業評価方式：4件 (規制) 〔表11-3-イ〕	規制の新設が妥当	4	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	4	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：17件 (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-ウ〕	目標達成	11	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	17
		{実績評価方式：17件} (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-エ〕	相当程度進展あり	6	〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔予算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 2件 (うち、機構1件、定員1件)〕	
	実績評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表11-3-オ〕	目標達成	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1	
	{総合評価方式：1件} 〔表11-3-カ〕	—	—	—	—	
	事業評価方式：4件 〔表11-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	4	今後も同様の結果が得られるよう努める	4	
	{事業評価方式：2件} 〔表11-3-ク〕					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の5事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ア 新規採択事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査）
	[VII-14-(2)]
2	施設の整備（徳島法務総合庁舎新営工事）
3	施設の整備（佐世保法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（名寄法務総合庁舎新営工事）
5	施設の設備（帯広少年院新営工事）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月5日に「規制の事前評価書」として公表。

表 11-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
2	技能実習制度における監理団体の許可制の創設
3	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
4	外国人技能実習機構の創設

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	法曹養成制度の充実	目標達成	引き続き推進
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	法教育の推進	目標達成	引き続き推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	相当程度進展あり	引き続き推進

5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	目標達成	引き続き推進
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	目標達成	引き続き推進
8	保護観察対象者等の改善更生等	相当程度進展あり	引き続き推進
9	医療観察対象者の社会復帰	目標達成	引き続き推進
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標達成	引き続き推進
11	登記事務の適正円滑な処理	目標達成	引き続き推進
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	目標達成	引き続き推進
13	債権管理回収業の審査監督	相当程度進展あり	引き続き推進
14	人権の擁護	目標達成	引き続き推進
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	相当程度進展あり	引き続き推進
16	出入国の公正な管理	目標達成	引き続き推進
17	法務行政における国際協力の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施中。

表11-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	法曹養成制度の充実
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化※
3	法教育の推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営
5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備※
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施※
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施※
8	保護観察対象者等の改善更生等※
9	医療観察対象者の社会復帰※
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
11	登記事務の適正円滑な処理※
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
13	債権管理回収業の審査監督※
14	人権の擁護
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理※
16	出入国の公正な管理
17	法務行政における国際協力の推進

(注)1 平成27年8月に公表予定。

2 ※については、平成26年度から実績の測定（モニタリング）を行っている施策。

(3) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	出入国管理業務の業務・システムの最適化	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 11-4-(4) 参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施中。

表 11-3-カ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備

(注) 平成 27 年 8 月に公表予定。

(5) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
〔I-3-(1)〕		
1	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）	目標達成
〔VII-14-(2)〕		
2	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）	目標達成
3	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）	目標達成
4	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）	目標達成

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 11-4-(5) 参照。

2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 事業等を対象として評価を実施中。

表 11-3-ク 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究）

(注) 1 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 平成 27 年 8 月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000119030.pdf>)参照

外務省

＜外務省＞

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 対象は、以下の政策とする。 ア 政府開発援助 （ア） 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 （イ） 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 イ 規制 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。） （ア） 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策 （i） 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置 （ii） 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの （イ） そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策 なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。 ○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに

		に、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。
実施計画の名称	平成 26 年度外務省政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日改定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 4 の基本目標に係る 10 の施策（4 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当案件なし ○ 未了：政府開発援助 9 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		政府開発援助：63件 〔表 12-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：51件≫ 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	63 ≪51≫	評価結果を踏まえ、対象事業（政策）を実施することとした （概算要求及び機構・定員要求に反映） （概算要求に反映 24件≪51≫）	63 ≪51≫
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：10件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕	目標達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8
			相当程度進展あり	7	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
					政策の重点化等	1
					（概算要求及び機構・定員要求に反映） 〔概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 7件 （うち、機構5件、定員7件）〕	
（事前分析表への反映） 〔達成すべき目標を変更 2件 測定指標を変更 2件 達成手段を変更 1件〕						
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：8件 〔表 12-3-オ〕	継続が妥当	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） ≪ ≫ は、平成 25 年度に評価結果が公表され、「平成 25 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成26年4月28日、5月16日、5月30日、6月13日、7月16日、8月20日、8月28日、9月30日、11月28日及び12月26日並びに平成27年1月30日、2月27日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「西部地域小水力発電所改善計画」(ネパール連邦民主共和国)
2	「通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画」(ミャンマー連邦共和国)
3	「シャン州ラーショー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
4	「セコンディ水産業振興計画」(ガーナ共和国)
5	「国道16B号線セコン橋建設計画」(ラオス人民民主共和国)
6	「ホニアラ港施設改善計画」(ソロモン諸島)
7	「ブジュンブラ港改修計画」(ブルンジ共和国)
8	「新タケタ橋建設計画」(ミャンマー連邦共和国)
9	「教員養成校改善計画」(ミャンマー連邦共和国)
10	「マプト市医療従事者養成学校建設計画」(モザンビーク共和国)
11	「コロネル・オビエド市給水システム改善計画」(パラグアイ共和国)
12	「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」(タジキスタン共和国)
13	「チンボラソ県医療施設・機材整備計画」(エクアドル共和国)
14	「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」(キルギス共和国)
15	「工科系大学拡充計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「ダルエスサラーム送配電網強化計画」(タンザニア連合共和国)
17	「気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画(UNDP連携)」(ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ)
18	「ンゴマ郡灌漑開発計画」(ルワンダ共和国)
19	「カヤ初等教員養成校建設計画」(ブルキナファソ)
20	「パソ・レアル橋建設計画」(ニカラグア共和国)
21	「ドゥシャンベ国際空港整備計画」(タジキスタン共和国)
22	「オヨ州小学校建設計画」(ナイジェリア連邦共和国)
23	「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
24	「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
25	「口蹄疫等対策支援計画(FAO連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
26	「バルカ県送配水網改修・拡張計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
27	「クイーンズウェイ変電所改修計画」(ウガンダ共和国)
28	「コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画」(ギニア共和国)
29	「小児感染症予防計画(UNICEF連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
30	「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」(パプアニューギニア独立国)
31	「カラチ港及びピンカシム港治安強化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
32	「第三次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
33	「災害リスク管理能力強化計画(IOM連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
34	「第三次タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)
35	「テザニ水力発電所増設計画」(マラウイ共和国)
36	「南部諸民族州リフトバレー地域給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
37	「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
38	「マンダレー上水道整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
39	「ヤンゴン市無収水削減計画」(ミャンマー連邦共和国)
40	「ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」(フィリピン共和国)
41	「プノンベン交通管制システム整備計画」(カンボジア王国)
42	「スパイリエン州病院改善計画」(カンボジア王国)

43	「国道一号線橋梁架け替え計画」(ブータン王国)
44	「アトランティック県アラダ病院建設・整備計画」(ベナン共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-1(1)参照。
なお、平成27年度予算要求までに公表したNo.1～19については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成26年6月13日、7月16日、9月30日及び11月28日並びに平成27年1月30日、2月27日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画(I)」(バングラデシュ人民共和国)
2	「包括的中核都市行政強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
3	「ハオール地域洪水対策・生計向上計画」(バングラデシュ人民共和国)
4	「天然ガス効率化計画」(バングラデシュ人民共和国)
5	「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画」(チュニジア共和国)
6	「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画(フェーズ1)(第一期)」(ミャンマー連邦共和国)
7	「ヤンゴン都市圏上水整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
8	「電力セクター・プロジェクト・ローン」(ウズベキスタン共和国)
9	「グワハティ下水道整備計画」(インド)
10	「モンバサ港開発計画フェーズ2」(ケニア共和国)
11	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」(インド)
12	「ハルサ火力発電所改修計画」(イラク共和国)
13	「カニャベラル及びリオ・リンダ水力発電増強計画」(ホンジュラス共和国)
14	「全国基幹送変電設備整備計画(フォーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
15	「レンガリ灌漑計画(フェーズ2)」(インド)
16	「プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画」(インド)
17	「国道五号線改修計画(スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間)(第一期)」(カンボジア王国)
18	「南北高速道路建設計画(ベンルックーロンタイン間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「第二次送変電・配電ネットワーク整備計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-2参照。
なお、平成27年度予算要求までに公表したNo.1～5については、予算要求に反映。

(3) 以下の51案件(無償資金協力28、有償資金協力23)は、平成25年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成25年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として27年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成25年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「第三次地方電化計画」(ウガンダ共和国)
2	「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
3	「バリング郡村落給水計画」(ケニア共和国)
4	「ナロック給水拡張計画」(ケニア共和国)
5	「コンボンチャム及びバタンバン上水道拡張計画」(カンボジア王国)
6	「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」(リベリア共和国)
7	「タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)

8	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
9	「貨物旅客兼用船建造計画」(ツバル)
10	「国内海上輸送能力向上計画」(ミクロネシア連邦)
11	「マダン市場改修計画」(パプアニューギニア独立国)
12	「タボラ州水供給計画」(タンザニア連合共和国)
13	「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
14	「中学校教室建設計画」(ニジェール共和国)
15	「ブルト灌漑施設改修計画」(東ティモール民主共和国)
16	「国道一号線改修計画(第4期)」(カンボジア王国)
17	「チェンナイ小児病院改善計画」(インド)
18	「カブール国際空港保安機能強化計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
19	「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」(スーダン共和国)
20	「都市水道改善計画」(サモア独立国)
21	「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」(ラオス人民民主共和国)
22	「南部地域前期中等教育環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
23	「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
24	「第三次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
25	「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
26	「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(フィリピン共和国)
27	「ダカール州郊外中学校建設計画」(セネガル共和国)
28	「国立母子保健センター拡張計画」(カンボジア王国)
有償資金協力	
29	「ナボイ火力発電所近代化計画」(ウズベキスタン共和国)
30	「インド工科大学ハイデラバード校整備計画(フェーズ2)」(インド)
31	「グアナカステ地熱開発セクターローン」(コスタリカ共和国)
32	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
33	「ハノイ市環状3号線整備計画(マイジックータンロン南間)」(ベトナム社会主義共和国)
34	「サンティアゴ島上水道システム整備計画」(カーボヴェルデ共和国)
35	「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」(モザンビーク共和国)
36	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
37	「港湾整備計画(第二期)」(イラク共和国)
38	「ジャワ南線複線化計画(第四期)」(インドネシア共和国)
39	「ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)」(インドネシア共和国)
40	「南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
41	「南北高速道路建設計画(ホーチミンーゾーザイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
42	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
43	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
44	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
45	「ケラニ河新橋建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
46	「東部輸出回廊整備計画」(パラグアイ共和国)
47	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)」(インド)
48	「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」(インド)
49	「中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)」(インド)
50	「ハリヤナ州配電設備改善計画」(インド)
51	「アグラ上水道整備計画(Ⅱ)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の4の基本目標に係る10の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度外務省政策評価書」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅱ 分野別外交			
1	国際の平和と安定に対する取組	相当程度進展あり	改善・見直し
2	国際経済に関する取組	相当程度進展あり	引き続き推進
3	国際法の形成・発展に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策			
5	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり	改善・見直し
基本目標Ⅵ 経済協力			
6	経済協力	相当程度進展あり	引き続き推進
7	地球規模の諸問題への取組	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
8	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
9	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
10	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 12-4-(4) 参照。

- (2) 「平成 26 年度外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 8 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度外務省政策評価書」として公表。

表 12-3-オ 未了の事業（政府開発援助）を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「アンカラ給水計画」（トルコ共和国）	継続が妥当	引き続き推進
2	「北部地域導水計画」（チュニジア共和国）	継続が妥当	引き続き推進
3	「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減計画」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
4	「タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業」（インドネシア共和国）	継続が妥当	引き続き推進
5	「オモン火力発電所 2 号機建設計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
6	「タクモ水力発電所増設計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
7	「南北鉄道橋梁安全性向上計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
8	「南北地域上水道整備計画（ドンナイ省及びバリア・ヴンタオ省）（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 12-4-(5) 参照。

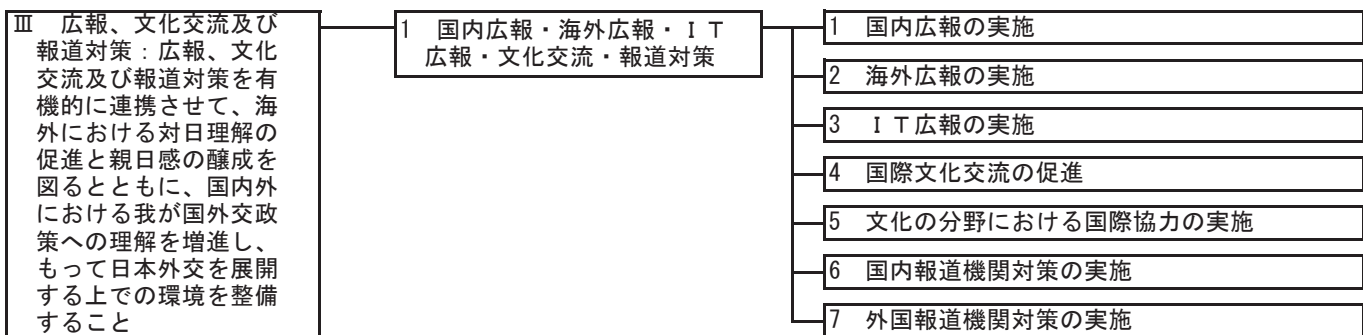
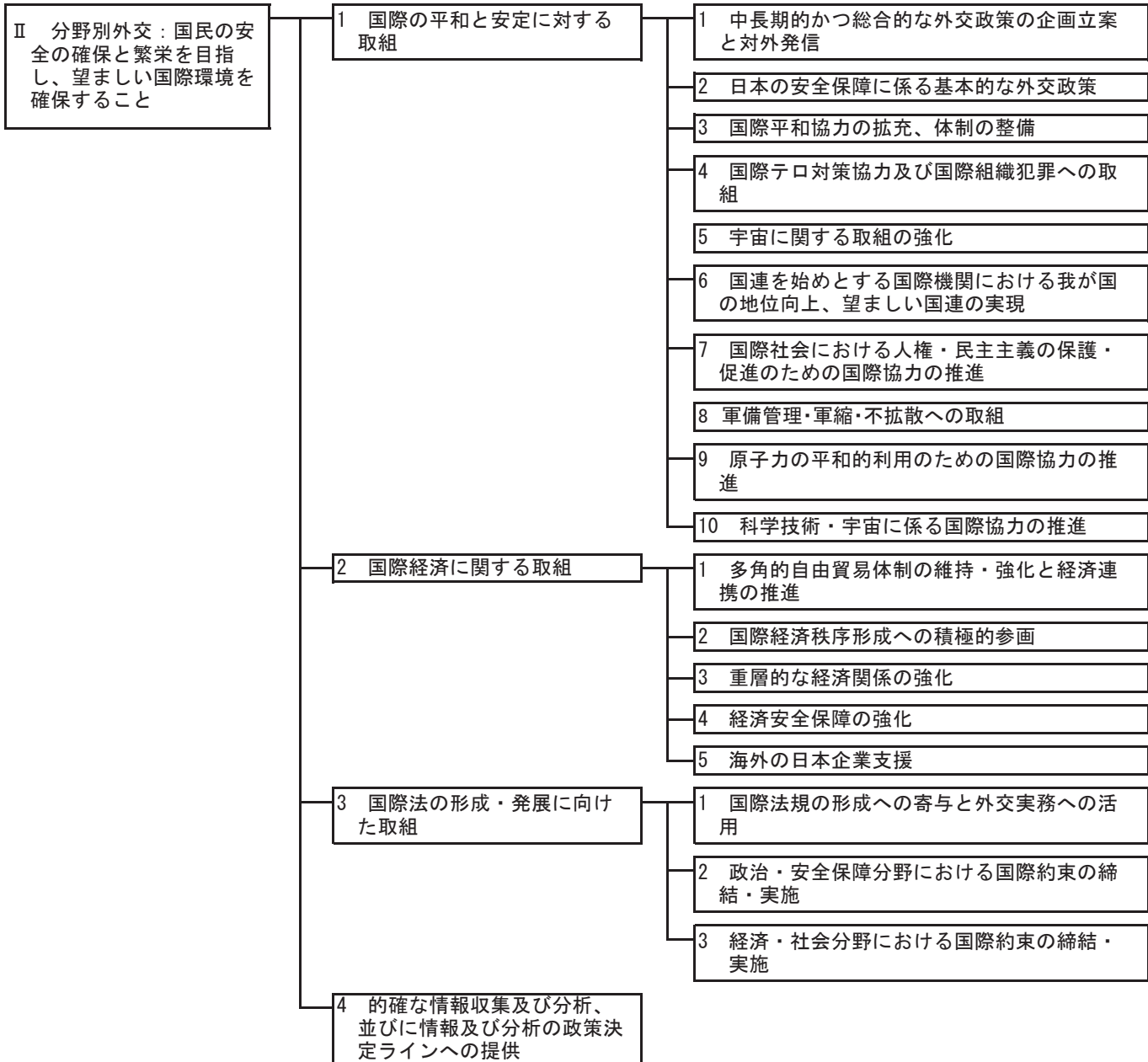
- 2 平成 26 年度外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 9 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 8 案件について評価を実施している。

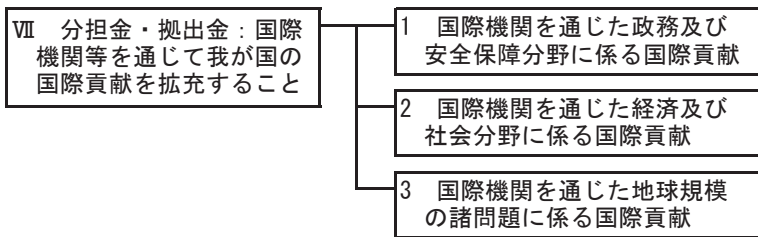
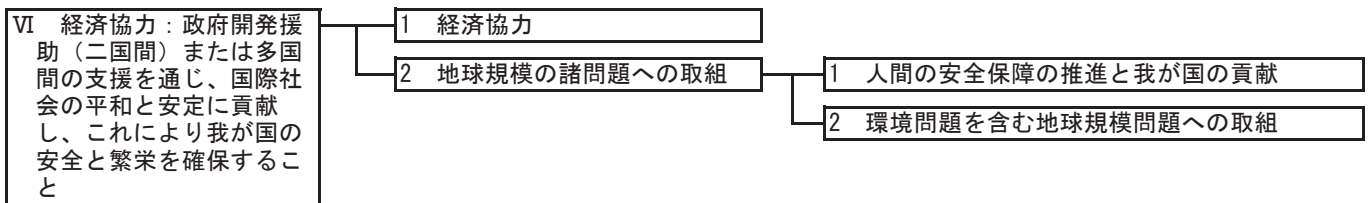
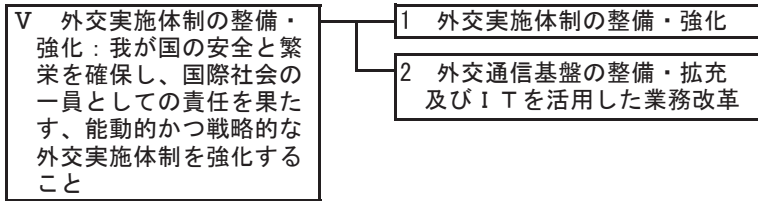
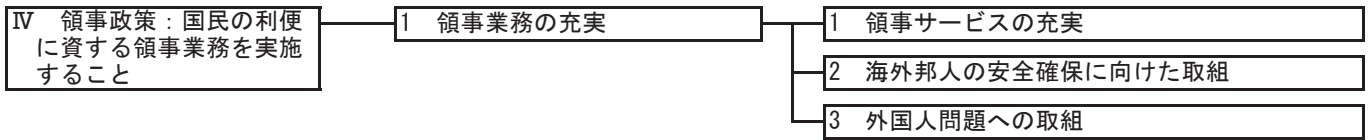
別表

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策	
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交	1 東アジアにおける地域協力の強化	
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		3 未来志向の日韓関係の推進	
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
		2 北米地域外交	1 北米諸国との政治分野での協力推進
			2 北米諸国との経済分野での協力推進
			3 米国との安全保障分野での協力推進
		3 中南米地域外交	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
			2 南米諸国との協力及び交流強化
		4 欧州地域外交	1 欧州地域との総合的な関係強化
			2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
			3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
			4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
		5 中東地域外交	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
			2 中東諸国との関係の強化
		6 アフリカ地域外交	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
			2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

《財務省》

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改正 平成26年6月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成25年度から29年度までの5年間 ○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努める。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度政策評価実施計画（平成26年3月31日策定） 平成26年6月30日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6 総合目標 25 政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 13-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 31件 (目標管理型の政策 評価) [表13-3-ア] {実績評価方式： 31件} (目標管理型の政策 評価) [表13-3-イ]	目標達成	16	評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】 <概算要求及び機構・定員要求へ の反映> (概算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構4件、定員4件))	31
			相当程度進展あり	13		
			進展が大きくない	2		
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)		該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)		該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 6 月 30 日に、「平成 25 年度政策評価書」として公表。

表 13-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標			
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に 대응するため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する	目標達成	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組む高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	相当程度進展あり	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向	相当程度進展あり	引き続き推進

	けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する		
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標			
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	目標達成	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	進展が大きくない	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	相当程度進展あり	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	目標達成	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	目標達成	引き続き推進
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	目標達成	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	目標達成	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	目標達成	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	目標達成	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	目標達成	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	目標達成	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	目標達成	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	進展が大きくない	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	目標達成	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進	目標達成	引き続き推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	目標達成	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	相当程度進展あり	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	目標達成	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表13-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成27年6月公表予定）。

表13-3-1 イ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

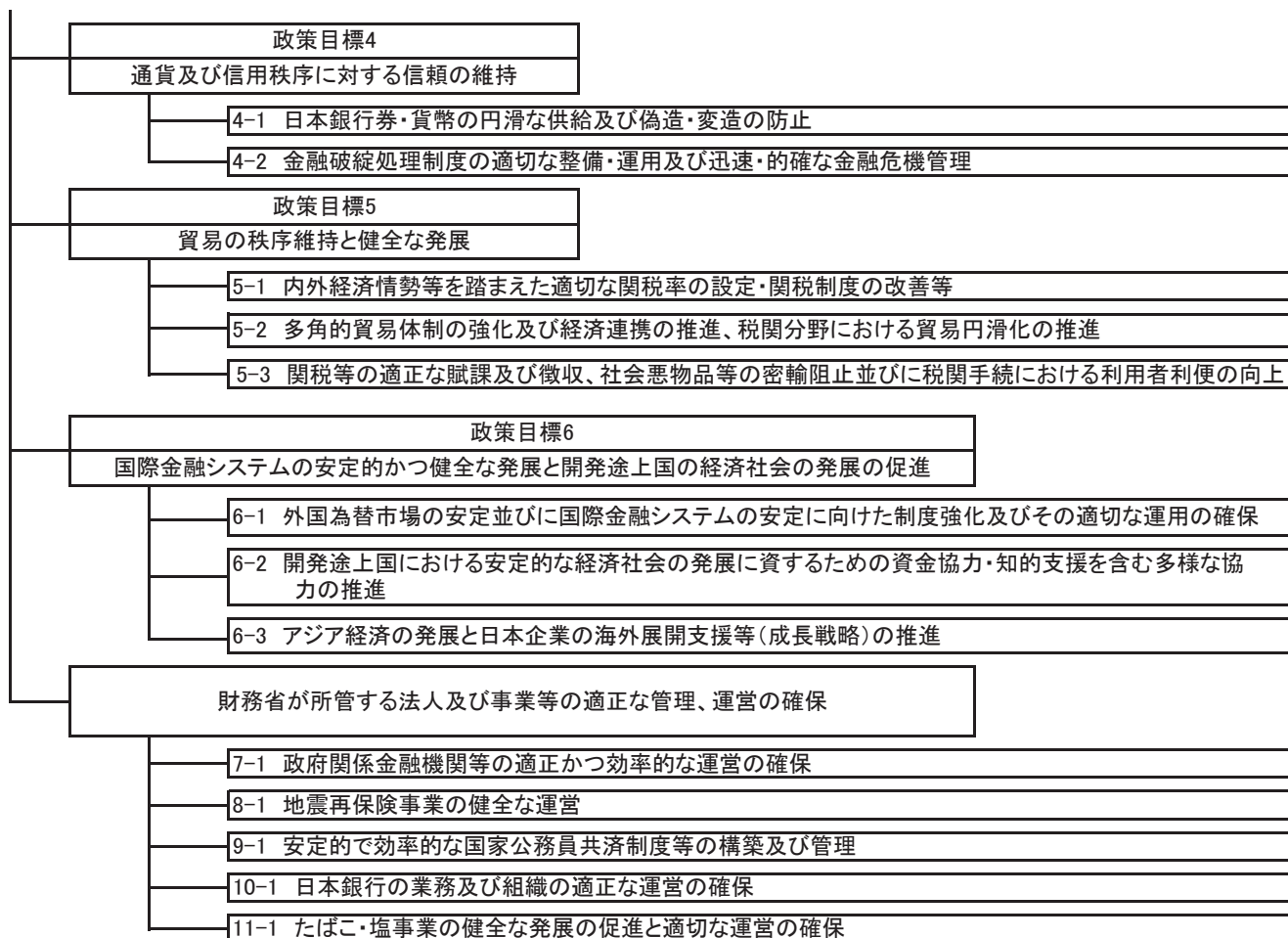
No.	評価対象政策
総合目標	
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。また、我が国の喫緊の課題への税制上の対応を図る
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標	
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報

政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
16	国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	日本企業の海外展開支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等(成長戦略)も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
1-2	必要な歳入の確保
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
2-1	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3	酒類業の健全な発達の促進
2-4	税理士業務の適正な運営の確保
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
3-3	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
3-4	庁舎及び宿舎の最適化の推進
3-5	国庫金の正確で効率的な管理



(注)1 政策目標2-2~2-4は、国税庁の実績の評価において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標(大)

2 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2014_budget/index.htm)参照

文部科学省

《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。 ○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、隔年ごとを基本としつつ、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。 ○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。 ○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度文部科学省政策評価実施計画（平成26年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方	○ 事後評価 (1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成25年度に取り組んだ施策のうち、13の政策目標に係る19の施策を評価対象とする。 (2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式）

	式	(1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 5件 (研究開発) 新規事業：3事業 拡充事業：2事業 〔表14-3-ア〕	新規・拡充事業等 として実施する ことが適当	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業を 実施することを予定	5		
			< 予算要求及び機構・定員要求への反映 > (予算要求に反映 5件)				
	事業評価方式： 2件 (規制) 〔表14-3-イ〕	規制の新設又は 改廃は妥当	2	評価結果を踏まえ、法律を新設及び 改正した	2		
事業評価方式： 4件 (租税特別措置等) 〔表 14-3-ウ〕	税制改正を要望 することが適当	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を 行った	4			
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 19件 (目標管理型の政 策評価) 〔表14-3-エ〕	目標達成	6	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	15	
			相当程度進展あ り	13	2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	4	
					政策の重点化等	4	
					< 予算要求及び機構・定員要求への反映 > (予算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 11件 うち、機構 4件、定員 10件)		
					< 事前分析表への反映 > (達成すべき目標を変更 4件 測定指標を変更 9件 達成手段を変更 4件)		
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 27 年度予算概算要求に向けて、以下の 5 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事前評価書（平成 27 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	感染症研究国際展開戦略プログラム（新規）
2	オーダーメイド医療の実現プログラム（拡充）
3	気候変動適応戦略イニシアチブ 気候変動適応技術社会実装プログラム（新規）
4	I o T時代のICTシステムアーキテクチャに関する研究開発（新規）
5	地域防災対策支援研究プロジェクト（拡充）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(1)参照。
2 本表の5事業は、研究開発事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 2 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 23 日に「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う新法
2	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 4 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事前評価書（平成 27 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ウ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置
2	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
4	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
平成 26 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 26 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 の政策目標の下に掲げる 19 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事後評価書（平成 25 年度実績）」として公表。

表 14-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現			
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	相当程度進展あり	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	相当程度進展あり	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			
3	青少年の健全育成	相当程度進展あり	引き続き推進
4	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	教育機会の確保のための支援づくり	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上			
6	義務教育に必要な教職員の確保	目標達成	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興			
7	大学などにおける教育研究基盤の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進			
8	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標6 私学の振興			
9	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進			
10	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
11	科学技術システム改革の先導	目標達成	改善・見直し
政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備			
12	学術研究の振興	目標達成	引き続き推進
政策目標9 科学技術の戦略的重点化			
13	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	目標達成	引き続き推進
14	原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
15	海洋分野の研究開発の推進	目標達成	引き続き推進
政策目標11 スポーツの振興			
16	生涯スポーツ社会の実現	相当程度進展あり	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現			
17	文化財の保存及び活用の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
18	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進			
19	国際交流の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(4)参照。

別表

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 青少年の健全育成
- 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-9 幼児教育の振興
- 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興
- 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

- 施策目標8-1 学術研究の振興
- 施策目標8-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標9 科学技術の戦略的重点化

施策目標9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標9-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子供の体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/01/27/1287202_7.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定） 平成26年4月10日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p> a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p> b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）（平成26年5月30日決定） 平成26年9月26日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した7の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〈25年度新規採択:1件〉 〔表15-3-ア〕 〈26年度新規採択:28件〉 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：51件 (研究開発) 〔表15-3-ウ〕	新規採択が妥当である	51	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映51件 〕	51	
	事業評価方式：29件 (規制) 〔表15-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	29	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	29	
	事業評価方式：19件 (租税特別措置等) 〔表15-3-オ〕	妥当である	19	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	19	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号) 〔表15-3-カ〕	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価)	目標超過達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構 1件、定員 5件) 〕	14
			目標達成	11		
			進捗が大きくない	1		
				〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 4件 〕		
	事業評価方式：7件 (継続事業) 〔表15-3-キ〕	継続が妥当である	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 6件 〕	7	
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 〕	1	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：6件 (個別公共事業(再評価)) 〈26年度予算に係る再評価:6件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：6件 〔表15-3-ケ〕	取組を引き続き推進	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	4 評価結果を踏まえ、当該措置を存続することとした 【引き続き推進】
	事業評価方式：33件 (個別公共事業(再評価)) 〈25年度予算に係る再評価:1件〉 〔表15-3-サ〕 〈26年度予算に係る再評価:32件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	28 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
		休止又は中止が妥当である	5 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】
事業評価方式：430件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-ス〕	行政課題の解決に貢献している	430 今後同種の政策の企画立案や次期研究課題の実施に際し、反映する予定である	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 25 年度に新規採択を要求している公共事業の 1 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 26 日に「平成 25 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 25 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	水道水源開発等施設整備事業（1 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 15-4-(1) 参照。
2 本表は平成 25 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成 26 年度に新規採択を要求している公共事業の 28 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 26 日に「平成 26 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-イ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 26 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（4 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（21 地区）
3	水道水源開発施設整備事業（独立行政法人水資源機構）（3 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 15-4-(2) 参照。
2 本表は平成 26 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (3) 平成 27 年度予算概算要求を行う 51 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 30 日に「厚生労働省の平成 27 年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 15-3-ウ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費（51 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 15-4-(3) 参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の 29 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 24 日、5 月 30 日、6 月 27 日、10 月 6 日、10 月 8 日、11 月 26 日、平成 27 年 3 月 4 日、3 月 16 日及び 3 月 30 日に「規制影響分析書」として公表。

表 15-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
2	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2 件）

3	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）等に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「アレクチニブ」他4種の医薬品について）
5	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設
6	厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設
7	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更
8	新たな類型の感染症に対する規制の創設
9	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
10	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
11	基準に適合する一般事業主の認定
12	一般事業主行動計画の策定義務等
13	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく有害物質の指定（特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ化合物）
14	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
15	技能実習制度における監理団体の許可制の創設
16	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
17	外国人技能実習機構の創設
18	公共職業安定所における労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人不受理
19	若者の職業の選択に資する情報の提供
20	基準に適合する事業主の認定
21	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
22	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
23	キャリアコンサルタント試験の創設及び試験事務を担うための登録法人制度の創設
24	キャリアコンサルタントの登録制度の創設及び登録事務を担うための指定法人制度の創設
25	有資格者に対する守秘義務等の義務付け
26	キャリアコンサルタントの名称独占化
27	毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定並びに毒物及び劇物からの指定除外について）（2件）

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(4)参照。

2 表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る19政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置
2	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設
3	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
4	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
5	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
6	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
7	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置
8	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表15-4-(5)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「実績評価書」として公表。

表15-3-カ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	医療従事者の資質の向上を図ること（施策目標Ⅰ-2-2）	目標達成	引き続き推進
2	政策医療を向上・均てん化させること（施策目標Ⅰ-4-1）	目標超過達成	引き続き推進
3	適正な移植医療を推進すること（施策目標Ⅰ-5-3）	目標達成	引き続き推進
4	医薬品の適正使用を推進すること（施策目標Ⅰ-6-3）	目標達成	引き続き推進
5	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること（施策目標Ⅰ-10-2）	目標達成	引き続き推進
6	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）	目標達成	引き続き推進
7	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（施策目標Ⅲ-4-2）	進展が大きくない	引き続き推進
8	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ-1-1）	目標達成	引き続き推進
9	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと（施策目標Ⅴ-2-2）	目標達成	引き続き推進
10	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（施策目標Ⅵ-2-2）	目標達成	引き続き推進
11	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること（施策目標Ⅵ-4-1）	目標達成	引き続き推進
12	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること（施策目標Ⅶ-4-2）	目標達成	引き続き推進
13	企業年金等の健全な育成を図ること（施策目標Ⅸ-1-3）	目標達成	引き続き推進
14	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること（施策目標Ⅺ-1-1）	目標超過達成	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表15-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成22年度に事業評価（事前評価）を実施した23年度予算概算要求に係る新規事業のうち、26年度における継続事業7事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度事業評価書（事後）」として公表。

表 15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地域医療支援センター運営事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療情報データベース基盤整備事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	働く世代への大腸がん検診推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
4	職場における受動喫煙防止対策事業	継続が妥当である	引き続き推進
5	職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
6	実践的な職業能力開発支援の実施事業	継続が妥当である	引き続き推進
7	両立支援に関する雇用管理改善事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(7)参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度成果重視事業評価書」として公表。

表 15-3-ク 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成26年9月26日に「平成26年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ケ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬にかかる非課税措置	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	継続が妥当である	引き続き推進
3	特定の医療法人の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進
4	特定の協同組合等の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成25年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の1実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成25年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成25年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	水道水源開発等施設整備事業(1地区)	継続が妥当である	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(11)参照。

2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成26年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の38実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-シ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成26年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業(18地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(3地区)	引き続き推進 15地区 中止 3地区
2	水道水源開発等施設整備事業(17地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(2地区)	引き続き推進 15地区 休止 1地区 中止 1地区
3	水道水源開発施設整備事業(独立行政法人水資源機構)(3地区)	継続が妥当である(3地区)	引き続き推進 3地区

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(12)参照。

2 本表は平成26年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(8) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に終了した 430 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 30 日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 15-3-ス 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

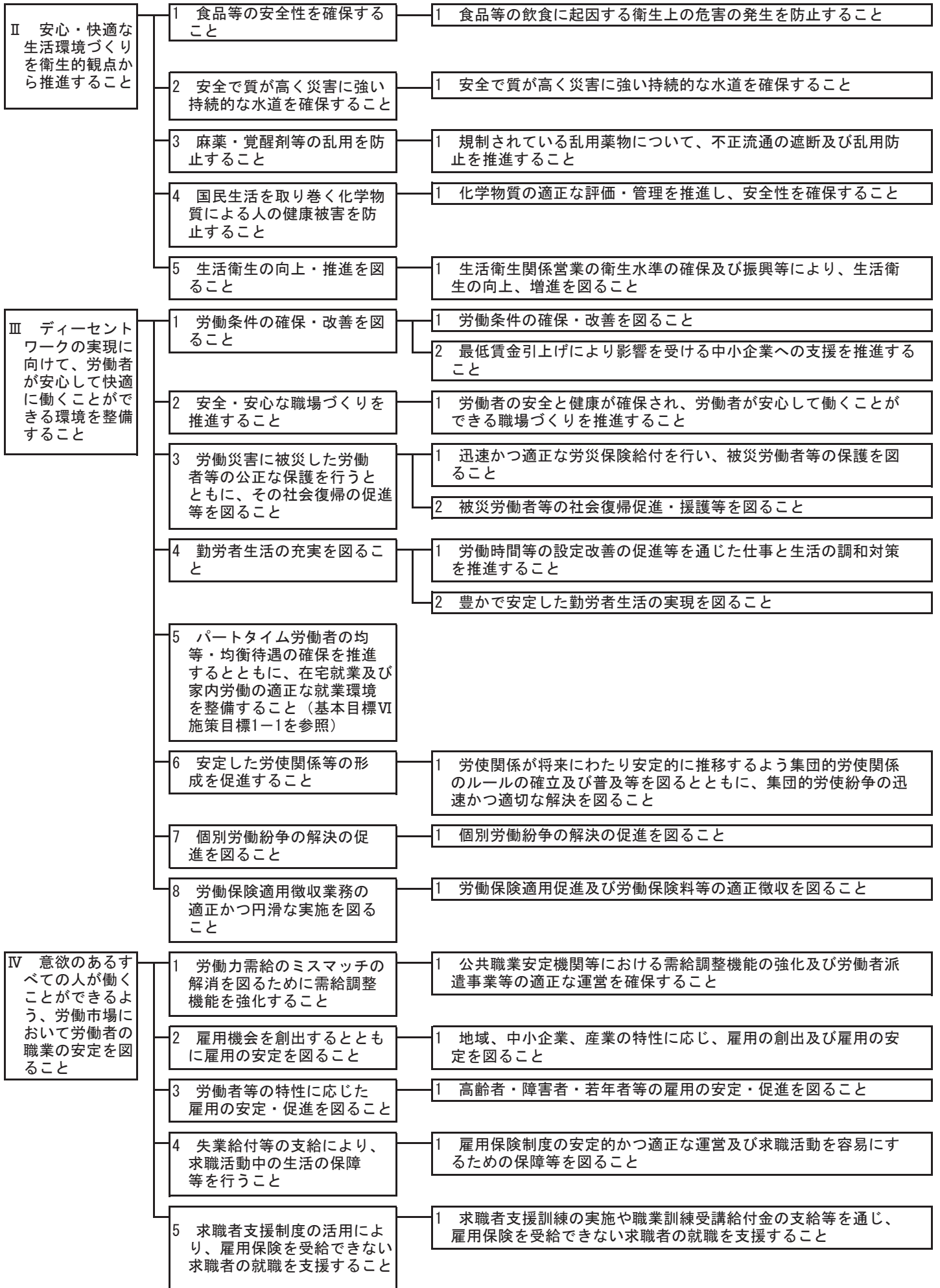
No.	評価対象政策		政策評価の結果
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究事業（22 課題）	行政課題の解決に貢献している
2		厚生労働科学特別研究事業（16 課題）	
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究事業（26 課題）	
4		臨床応用基盤研究事業（6 課題）	
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（1 課題）	
6		第 3 次対がん総合戦略研究事業・がん臨床研究事業（78 課題）	
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業（130 課題）	
8		長寿・障害総合研究事業（23 課題）	
9		感染症対策総合研究事業（37 課題）	
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進研究事業（33 課題）	
11		労働安全衛生総合研究事業（3 課題）	
12		食品医薬品等リスク分析研究事業（25 課題）	
13		健康安全・危機管理対策総合研究事業（7 課題）	
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（23 課題）	

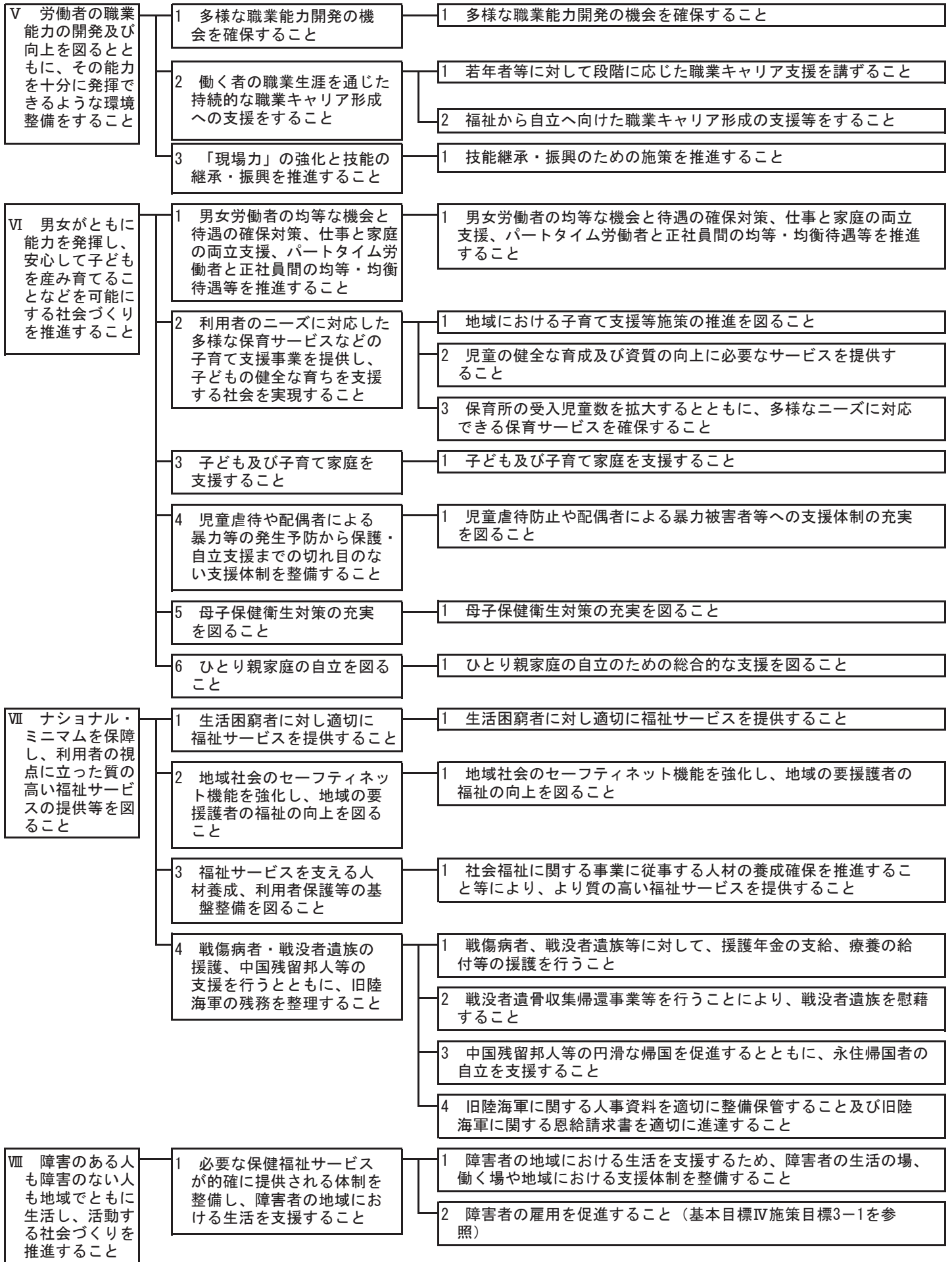
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 15-4-(13) 参照。

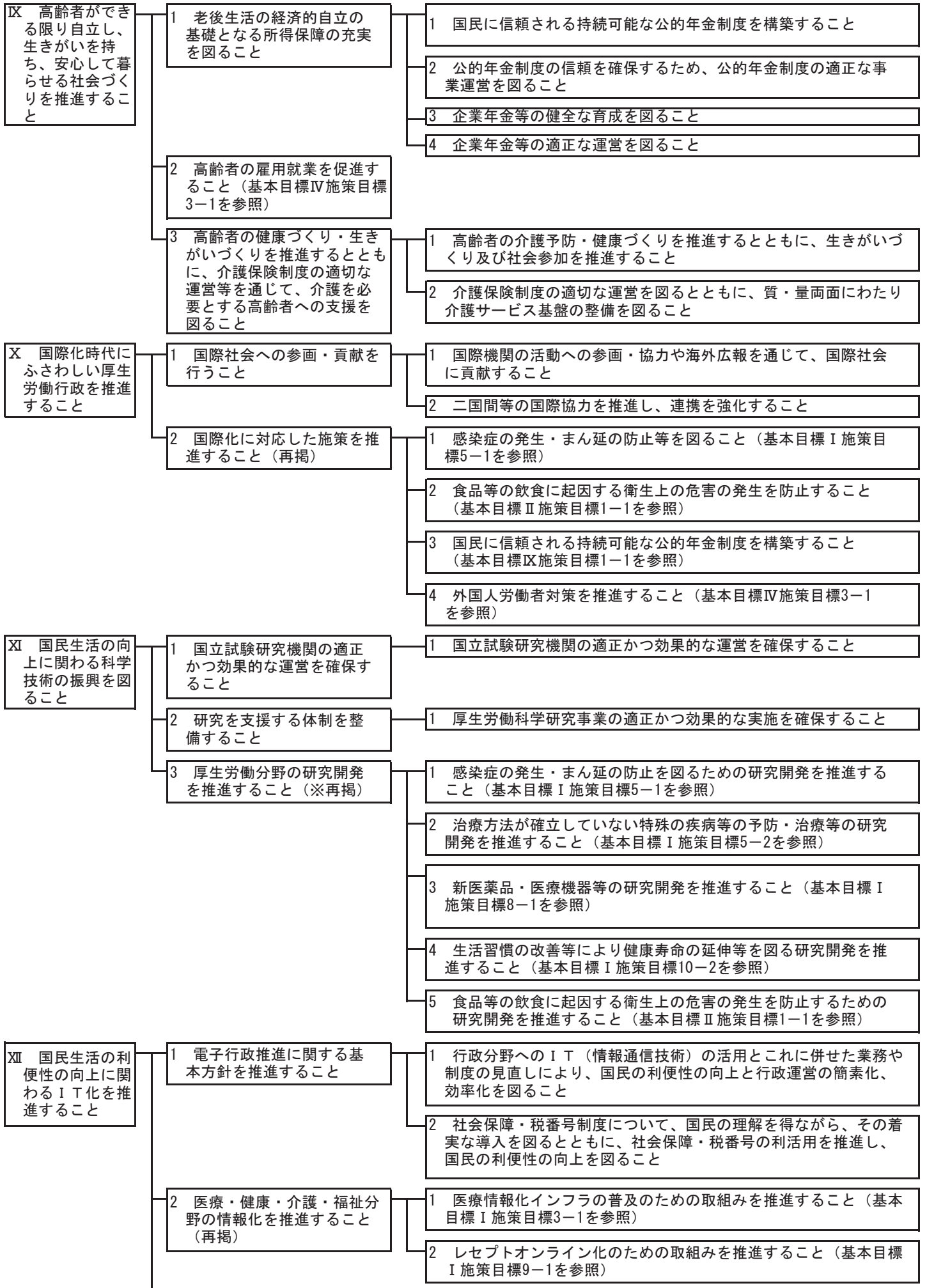
政策体系（厚生労働省）

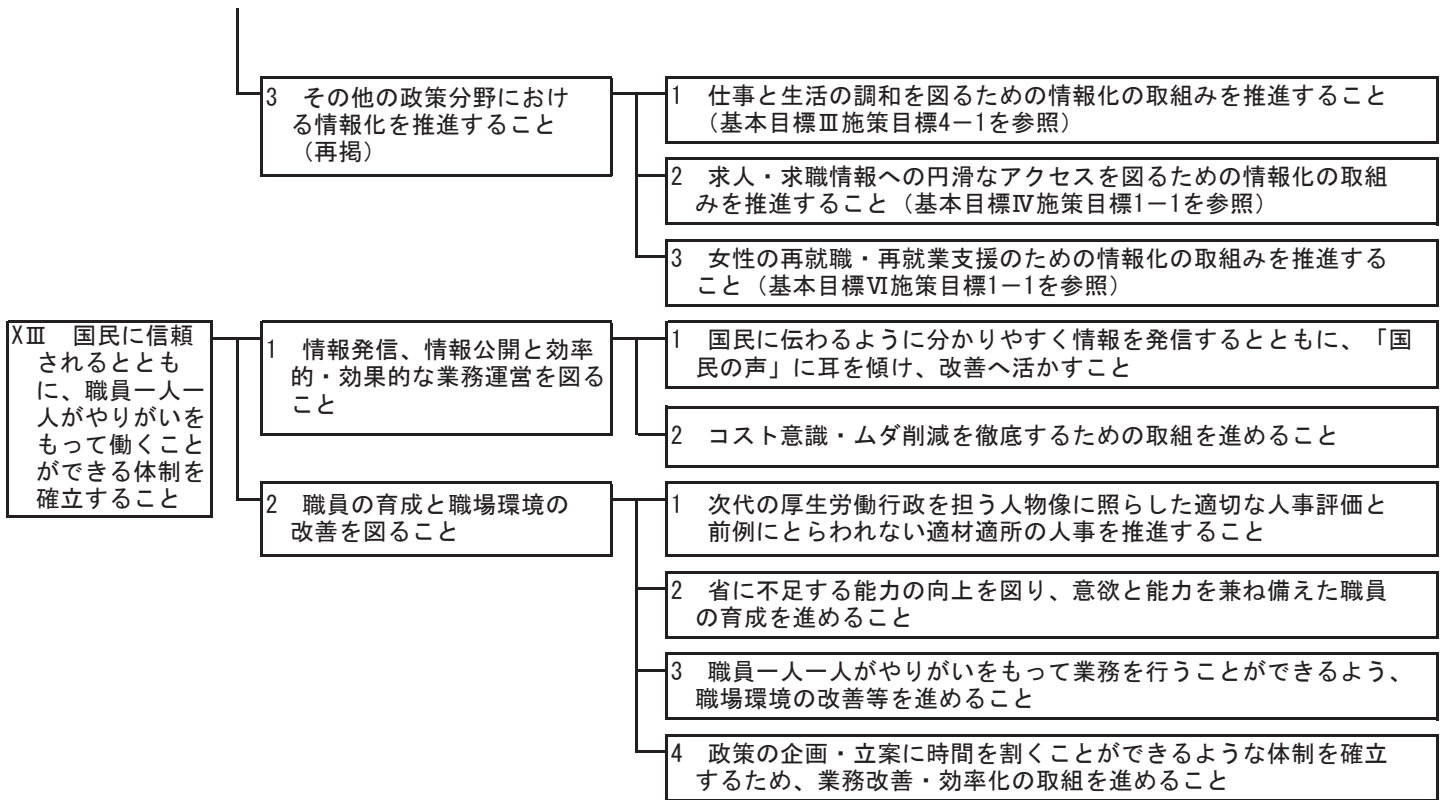
※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること









(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h26/index.html>) 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更 平成26年4月22日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率のかつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費10億円以上のものを対象とする。

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 26 年 4 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野</p> <p>○ 事業評価：93 公共事業（69 地区及び 24 事業） 2 研究開発</p> <p>○ 総合評価：1 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：公共事業（6 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式：16公共事業（145事業実施地区） <26年度新規地区採択要求事業：1地区>〔表16-3-ア〕 <27年度事業着手要求事業：21地区>〔表16-3-イ、エ、オ〕 <27年度新規地区採択要求事業：123地区>〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	145	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う		145			
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 18 件 〕					
				事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		2
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 2 件 〕		
				事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		2
<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 2 件 〕									
事業評価方式：1件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設は妥当	1	評価結果を踏まえ、法律案のとおり閣議決定した		1				
事業評価方式：14件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った		14				
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	目標達成	1	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成27年度概算要求に反映した 【改善・見直し】 政策の重点化等		16		
			相当程度進展あり	15			16		
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 16 件 〕						
			事業評価方式（期中）：8公共事業（48事業実施地区） 〔表16-3-サ～ス〕	継続が妥当	42	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】		42	
				計画変更の上、継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】		6	
<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 20 件 〕									
事業評価方式（完了後）：25公共事業（111事業実施地区） 〔表16-3-ツ～ヅ〕	効果発現が認められる	110	改善措置の必要性を判断した		110				
	十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する		1				

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-テ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2
	事業評価方式：1研究制度 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究制度の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	1
	総合評価方式：1政策分野 〔表16-3-ナ〕	順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）：8公共事業（21事業実施地区） 〔表16-3-サ、シ、セ〕	継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	6
		計画変更の上、継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	15
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> [予算要求に反映 5件]			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 1 事業 (1 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 11 月 19 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農村地域防災減災事業(補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業 (18 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (12 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業 (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (88 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (67 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (10 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (11 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 5 事業 (28 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
2	国有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（20地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（2地区）
5	水源林造成事業（独立行政法人事業）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 3 事業（10 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（2地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（4地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	所得増大と自給力向上に向けた研究開発
2	森林資源を最適に利用するための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(6)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国際競争力強化等のための革新的技術実証研究事業
2	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(7)参照。

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 24 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(8) 参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(1) 食品企業者関係）
2	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）
3	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）
4	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
5	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
6	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
7	振興山村における工業用機械等の特別償却
8	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例（国税）
13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長（地方税）
14	技術研究組合の所得計算の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(9) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	相当程度進展あり	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	相当程度進展あり	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	目標達成	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	相当程度進展あり	改善・見直し

8	農業・農村における6次産業化の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	相当程度進展あり	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	相当程度進展あり	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	相当程度進展あり	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
14	水産資源の回復	相当程度進展あり	改善・見直し
15	漁業経営の安定	相当程度進展あり	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(10)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業及び事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の3事業(8地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の期中の評価)」として公表。

表16-3-サ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)	継続が妥当(5地区) 計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(1地区)
2	直轄地すべり対策事業(直轄)(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)
3	独立行政法人水資源機構事業(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(11)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した以下の2事業(17地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表16-3-シ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(12地区)	継続が妥当(12地区)	引き続き推進(12地区)
2	農村地域防災減災事業(補助)(5地区)	継続が妥当(5地区)	引き続き推進(5地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(12)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業 (28 地区) を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表 16-3-ス 林野公共事業を対象として評価を実施した政策 (期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	民有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
2	直轄地すべり防止事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (2 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (2 地区)	改善・見直し (2 地区)
4	水源林造成事業 (独立行政法人事業) (24 地区)	引き続き推進 (24 地区)	引き続き推進 (24 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた 4 事業 (16 地区) を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事後評価書 (水産関係公共事業の期中の評価)」として公表。

表 16-3-セ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策 (期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
2	水産物供給基盤整備事業 (補助) (7 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (7 地区)	改善・見直し (7 地区)
3	水産資源環境整備事業 (補助) (7 地区)	継続が妥当 (2 地区) 計画を変更の上、継続が妥当 (5 地区)	引き続き推進 (2 地区) 改善・見直し (5 地区)
4	海岸保全施設整備事業 (補助) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(14) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 3 事業 (11 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-ソ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国営かんがい排水事業（直轄）（8 地区） （うち畑地帯総合土地改良パイロット事業（直轄）（1 地区））	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区） 事業効果の発現は認められるが、十分な効果の発現には至っていない（1 地区）
2	国営農用地再編整備事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(15)参照。

(7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 11 事業（48 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-タ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（11 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （11 地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区）
4	農道整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4 地区）
5	農業集落排水事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
6	農村振興総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
7	中山間地域総合整備事業（補助）（6 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （6 地区）
8	農地防災事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
9	農地保全事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
10	草地畜産基盤整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）

11	畜産環境総合整備事業（補助）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）
----	---------------------	---------------------------

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の6事業（22地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年8月29日及び27年4月9日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表16-3-チ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（4地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（1地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1地区）
5	森林環境保全整備事業（補助）（9地区）	一定の事業効果の発現が認められる （9地区）
6	森林居住環境整備事業（補助）（5地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の5事業（30地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表16-3-ツ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（19地区）	一定の事業効果の発現が認められる （19地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（3地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）

5	漁村総合整備事業（補助）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）
---	-------------------	---------------------------

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、平成27年度末をもって終了する総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表16-3-テ 研究開発課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発	概ね目的を達成した
2	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備	概ね目的を達成した

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(19)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成27年度末をもって終了する総事業費10億円以上の1研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表16-3-ト 研究制度を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業	予想以上の成果をあげた

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(20)参照。

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成25年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、1政策分野について評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発	順調に進捗した	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(21)参照。

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の適切な安定供給の確保・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の健全な発展の多面的機能を発揮、森林の有する多面的機能の発揮、農林水産分野の研究開発、農林水産分野の地球環境対策、政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進、農林水産行政の適切・効率的な実施	1 食料の安定供給の確保	(1) 食の安全と消費者の信頼の確保 (2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 (3) 食品産業の持続的な発展 (4) 総合的な食料安全保障の確立
	2 農業の持続的な発展	(5) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (6) 優良農地の確保と有効利用の促進 (7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 (8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進
	3 農村の振興	(9) 農業・農村における6次産業化の推進 (10) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 (11) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	(12) 森林の有する多面的機能の発揮 (13) 林業の持続的かつ健全な発展 (14) 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	(15) 水産資源の回復 (16) 漁業経営の安定 (17) 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	(18) 農林水産分野の研究開発 (19) 農林水産分野の地球環境対策 (20) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 (21) 農林水産行政の適切・効率的な実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/26_seisaku_yosan.pdf)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正 平成26年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事前評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、アウトカムに関する目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合いについて実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度経済産業省事後評価実施計画（平成26年6月19日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：27施策を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：35件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが 妥当	35 評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	
	事業評価方式：19件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・ 改廃が妥当	19 評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	
	事業評価方式：9件 (研究開発事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施すること が妥当	9 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)	
事後評価	主要な行政目 的に係る政策 等として基本 計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：27件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 17-3-エ〕	目標達成	7 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】
		相当程度進展 あり	17	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 22件 機構・定員要求に反映 16件 (うち、機構7件、定員16件) 〕
		測定せず(注)	3	
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-オ〕	事業の継続が 妥当	3 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 3件 〕
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

(注) 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 35 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	経済産業
1	車体課税の抜本的見直し
2	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長
3	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	個別産業
6	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
7	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
8	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長
3	対外経済
9	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（国税）
10	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（地方税）
4	中小・地域
11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
12	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
13	中小企業者等の法人税率の特例の拡充
14	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充
15	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）
16	軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
17	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
18	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
19	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長
20	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
21	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設
5	エネルギー・環境
22	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
23	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
24	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
—	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（再掲）
25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
26	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置
27	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
28	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長
29	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長
30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）
31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
32	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
33	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
34	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置
6	保安・安全
35	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表17-4-(1)参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 28 日、7 月 7 日、9 月 24 日、11 月 5 日、27 年 3 月 6 日、3 月 16 日、3 月 27 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	薬事法改正に伴い新たに定義される再生医療等製品に係る製造販売の承認を特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分に追加するべく措置を講じる政策
2	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
3	ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する輸出規制の見直し
4	サッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上を進める政策
5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
6	我が国の現下のエネルギー市場をめぐる状況に鑑み、電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を講ずる政策（10 件）
7	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
8	製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける対象品目（①エアコンディショナー、②硬質ウレタンフォーム、③噴霧器）を定める。
9	産業競争力強化法上の規制の特例措置の創設
10	特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準の引上げ

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(2) 参照。

- (3) 平成 27 年度予算概算要求に当たり、以下の 9 研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-ウ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	次世代ロボット中核技術開発
2	ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト
3	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
4	医療機器性能の高度化、身体機能の再生・回復技術の開発（「未来医療を実現する医療機器システム研究開発事業」新規テーマ）
5	燃料電池利用高度化技術開発実証事業
6	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
7	革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業
8	原子力発電所等金属廃棄物利用技術開発
9	二酸化炭素回収技術実用化研究事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 27 施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度経済産業省事後評価書」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 経済産業			
1	経済基盤	相当程度進展あり	引き続き推進
2	新陳代謝	相当程度進展あり	引き続き推進
3	イノベーション	相当程度進展あり	引き続き推進
4	基準認証	目標達成	引き続き推進
5	経済産業統計	目標達成	引き続き推進
2 個別産業			
6	ものづくり	相当程度進展あり	引き続き推進
7	サービス	相当程度進展あり	引き続き推進
8	クールジャパン	相当程度進展あり	引き続き推進
9	I T	目標達成	引き続き推進
10	流通・物流	相当程度進展あり	引き続き推進
3 対外経済			
11	国際交渉・連携	目標達成	引き続き推進
12	海外市場開拓支援	目標達成	引き続き推進
13	貿易投資	相当程度進展あり	引き続き推進
14	貿易管理	目標達成	引き続き推進
4 中小・地域			
15	経営革新・創業促進	相当程度進展あり	引き続き推進
16	事業環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
17	経営安定・取引適正化	相当程度進展あり	引き続き推進
18	地域産業	目標達成	引き続き推進
19	福島・震災復興	相当程度進展あり	引き続き推進
5 エネルギー・環境			
20	資源・燃料	測定せず（注 2）	引き続き推進
21	新エネルギー・省エネルギー	測定せず（注 2）	引き続き推進
22	電力・ガス	測定せず（注 2）	引き続き推進
23	環境	相当程度進展あり	引き続き推進
6 保安・安全			
24	産業保安	相当程度進展あり	引き続き推進
25	製品安全	相当程度進展あり	引き続き推進
26	商取引安全	相当程度進展あり	引き続き推進
27	化学物質管理	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表17-4-(4)参照。

2 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-オ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業 (3 事業)	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(5) 参照。

別表

政策体系(経済産業省)
 ※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
 (http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/26fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 18-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度から30年度までの5年間 ○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの ○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。） ○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。 ○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの ○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。 	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価担当）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。 	
実施計画の名称	平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 25 年 8 月 27 日策定） 平成 26 年 3 月 28 日変更 平成 26 年 8 月 28 日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る44施策目標 ○ 政策レビュー：4テーマ ○ 個別公共事業の再評価：417事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：71事業 ○ 個別研究開発課題の中間評価：1事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：55課題
	2 5年未着工・10年継続中（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 該当なし

表 18-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：49件 〈27年度予算概算要求時：36件〉 [表18-3-ア] 〈26年度補正予算関係：1件〉 [表18-3-イ] 〈27年度予算概算要求時実施分修正等：12件〉 [表18-3-ウ]	新規施策の評価は妥当	49 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 36件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、機構1件、定員3件）
	規制の事前評価（事業評価方式）：18件 [表18-3-エ]	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	18 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：174件 〈27年度予算概算要求時：9件〉 [表18-3-オ] 〈27年度予算に向けた事業（直轄事業等）：21件〉 [表18-3-カ] 〈26年度補正予算に係る評価：5件〉 [表18-3-キ] 〈27年度予算に向けた事業（補助事業等）：139件〉 [表18-3-ク]	事業の採択は妥当	174 平成27年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 9件）
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：65件 〈27年度予算概算要求時：26件〉 [表18-3-ケ] 〈26年度末公表：39件〉 [表18-3-コ]	課題の採択は妥当	65 平成27年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求等に反映 26件）
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：22件 [表18-3-サ]	租税特別措置等によることが妥当	22 平成27年度税制改正要望に反映した
	事後評価	{政策チェックアップ（実績評価方式）：44施策目標} （目標管理型の政策評価） [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）{44件}] [表18-3-シ]	—
	政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）4件] [表18-3-ス] {政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ} [表18-3-セ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）{4件}]	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	4 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	個別公共事業の再評価（事業評価方式）：441件 {8件} <26年度予算に係る評価（ダム事業）：4件〉 [表18-3-3ソ] <27年度予算概算要求時：16件〉 [表18-3-3タ] <27年度予算に向けた評価（直轄事業等）：367件 {1件}〉 [表18-3-3チ] <27年度予算に向けた評価（補助事業等）：54件 {7件}〉 [表18-3-3ツ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）441件 {8件}] [未着手（法第7条第2項第2号イ）0件] [未了（法第7条第2項第2号ロ）0件]	事業の継続が妥当	440	事業を継続 【引き続き推進】	440
	事業の中止が妥当	1	事業を中止 【廃止、休止、中止】	1	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映（概算要求に反映 16件）>		
	個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：72件 [表18-3-3テ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）]	再事後評価、改善措置の必要なし	72	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した	72
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：54件 [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）] [表18-3-3ト]	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	54	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する	54	

(注){ }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 18-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 27 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 36 の施策を対象として政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 18-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（27 年度予算概算要求時）

No.	評価対象政策
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	地域型住宅グリーン化事業の創設
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた公共交通機関等のバリアフリー化調査
3	鉄軌道駅の大規模なバリアフリー化の推進
政策目標 3. 地球環境の保全	
4	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
5	竜巻等の激しい突風に関する気象情報の高度化
6	首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進
7	地下街等における下水道浸水対策事業の推進
8	密集市街地総合防災事業の創設
9	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
10	地域鉄道の安全輸送の確保
11	操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
12	海洋観光の列島展開
13	クルーズ船の受入を円滑化するための先導的事业
14	広域観光周遊ルート形成促進事業
15	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
16	半島振興広域連携促進事業の創設（仮称）
17	大都市における国際交流機能の強化
18	歴史的風致活用国際観光支援事業の創設
19	防災・省エネ・子育て支援等に対応する質の高い住宅・建築物整備の推進
20	業務継続地区整備緊急促進事業の創設
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
21	ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
22	インフラ維持管理に資する新技術の開発・現場への導入促進
23	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
24	建設技術の国際展開に資する技術情報共有支援
25	地方公共団体における円滑な維持管理の推進
26	地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備に関する経費
27	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁忙調整手法の検討
28	地域建設産業活性化支援事業
29	建設業における女性の更なる活躍の推進
30	建設分野における外国人材活用の適正化事業
31	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
32	造船業における人材の確保、育成
33	海洋産業の戦略的振興のための総合対策
34	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
35	内航船員就業ルート拡大支援事業
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	

36	高精度測位技術を活用したストレスフリー環境づくりの推進
----	-----------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(1)参照。

- (2) 平成26年度補正予算に当たり、同補正予算に伴う1の施策を対象として政策アセスメント(事業評価方式)を実施し、その結果を27年1月29日に「平成26年度補正予算に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」として公表。

表18-3-イ 政策アセスメントを実施した施策(26年度補正予算関係)

No.	評価対象政策
1	御嶽山の水蒸気噴火を踏まえた火山観測体制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(2)参照。

- (3) 「平成27年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成26年8月28日公表)に、必要な修正及び追加を行い、平成27年3月31日に「平成26年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表18-3-ウ 政策アセスメントを実施した政策(27年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象政策
政策目標3. 地球環境の保全	
1	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減	
2	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
3	海洋観光の列島展開
4	広域観光周遊ルート形成促進事業
5	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
政策目標7. 都市再生・地域再生の推進	
6	半島振興広域連携促進事業の創設(仮称)
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
7	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
8	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁閑調整手法の検討
9	建設分野における外国人材活用の適正化事業
10	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
11	造船業における人材の確保、育成
12	海洋産業の戦略的振興のための総合対策

- (注)1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成27年3月)II3(3)に基づくものである。
2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃(18件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成26年5月23日、6月18日、8月4日、9月18日、12月25日、27年2月19日、2月26日、3月12日及び3月23日に「規制の事前評価書」として公表。

表18-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(3件)
2	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(2件)
3	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整

	備に関する政令案 (2件)
4	建設業法施行令の一部を改正する政令案
5	下水道法施行令の一部を改正する政令案
6	水先法施行令の一部を改正する政令案
7	水防法等の一部を改正する法律案
8	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
9	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案 (5件)
10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(4)参照。

2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (5) 平成 27 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、8 事業について「平成 27 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として 26 年 8 月 28 日に、1 事業について「平成 27 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書（空港整備事業）」として 27 年 1 月 14 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27 年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	ダム事業 直轄事業	2
2	官庁営繕事業	2
3	船舶建造事業	3
4	海上保安官署施設整備事業	1
5	空港整備事業 直轄事業	1
計		9

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(5)参照。

- (6) 平成 27 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの 5 事業について「個別公共事業の評価書－平成 26 年度－」として 27 年 2 月 10 日、19 事業について「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 26 年度－」として同年 3 月 20 日に、2 事業について「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 26 年度－」として同年 4 月 8 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	河川事業 直轄事業	5	—
2	ダム事業 直轄事業等	—	2
3	道路・街路事業 直轄事業	10	—
4	港湾整備事業 直轄事業	4	—
5	空港整備事業 直轄事業	—	1
6	都市公園等事業 直轄事業	2	—
7	官庁営繕事業	—	2
計		21	5

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(6)参照。

- (7) 平成 26 年度補正予算に係る評価として、評価結果を公表済みの 4 事業を含め、9 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、「平成 26 年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として 27 年 2 月 3 日及び 2 月 4 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26 年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	船舶建造事業	—	3
2	海上保安官署施設整備事業	—	1
3	都市・幹線鉄道整備事業	5	—
	計	5	4

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(7) 参照。

- (8) 平成 27 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、139 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 27 年 4 月 10 日に「個別公共事業の評価書（その 4）—平成 26 年度—」として公表。

表 18-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27 年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業 補助事業	6
2	道路・街路事業 補助事業	6
3	住宅市街地総合整備事業 補助事業等	43
4	市街地整備事業 補助事業等	4
5	都市・幹線鉄道整備事業 補助事業	75
6	都市公園事業 補助事業等	2
7	小笠原諸島振興開発事業	3
	計	139

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(8) 参照。

- (9) 新規課題として開始しようとする 26 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 18-3-ケ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈27 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象政策
1	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発
2	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発
3	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発
4	鉄道用走行安全支援装置の開発
5	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ
6	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発
7	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術
8	脱線しにくい台車の開発
9	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発
10	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発
11	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究
12	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)
13	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究
14	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

15	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発
16	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発
17	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発
18	精密単独測位型RTK（PPP-RTK）を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発
19	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化
20	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発
21	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発
22	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットフォームの開発
23	地中に埋設される排水管（FRPM管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発
24	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発
25	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化
26	航空機の到着管理システムに関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(9)参照。

また、平成27年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた39の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、27年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成26年度－」として公表。

表18-3-コ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈26年度末実施〉

No.	評価対象政策
1	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発
2	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発
3	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発
4	鉄道用走行安全支援装置の開発
5	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ
6	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発
7	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術
8	脱線しにくい台車の開発
9	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発
10	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発
11	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究
12	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)
13	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究
14	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究
15	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発
16	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発
17	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発
18	精密単独測位型RTK（PPP-RTK）を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発
19	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化
20	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発
21	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発
22	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットフォームの開発
23	地中に埋設される排水管（FRPM管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発
24	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発
25	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化
26	航空機の到着管理システムに関する研究
27	木製クワトロサッシの開発とローコストエコハウスへの適応技術開発
28	女性の健康サポート機能付き温水洗浄便座の技術開発
29	実証実験を通じた住宅の包括的環境対策と健康維持・増進のための技術開発
30	二重配管構造の給湯新配管システム等の技術開発

31	環境に配慮した既存躯体と補強部材接続面における省力化接合工法の技術開発
32	機能維持性能に優れた座屈拘束ブレース付中高層建築物の技術開発
33	動物実験に替わる建築防火材料のガス有害性評価手法の技術開発
34	間伐材を活用した倒壊防止型1部屋耐震補強工法の技術開発
35	機械式掘削機器を使用した拡底部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
36	ハイブリッド架構による耐火木造建築の技術開発
37	アーチフレーム方式による木造住宅耐震改修工法の技術開発
38	杭頭部に地震時水平抵抗部材を有する既製杭工法の技術開発
39	住宅用基礎梁の開口部補強構造に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(10)参照。

(10) 租税特別措置等に係る22政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月28日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表18-3-サ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
3	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長
4	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
5	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
9	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
10	振興山村における工業用機械等の特別償却
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し
14	投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消
15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
19	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
22	船舶に係る特別償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(11)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、2年毎に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の44の施策目標に係る政策を対象として政策チェックアップを実施中（平成27年度公表予定）。

表 18-3-シ 政策チェックアップを実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
3	総合的なバリアフリー化を推進する
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
5	快適な道路環境等を創造する
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
11	住宅・市街地の防災性を向上する
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
15	道路交通の安全性を確保・向上する
16	自動車事故の被害者の救済を図る
17	自動車の安全性を高める
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
20	観光立国を推進する
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
23	整備新幹線の整備を推進する
24	航空交通ネットワークを強化する
25	都市再生・地域再生を推進する
26	鉄道網を充実・活性化させる
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する
29	道路交通の円滑化を推進する
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
32	建設市場の整備を推進する
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る
34	地籍の整備等の国土調査を推進する
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
37	総合的な国土形成を推進する
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する
39	離島等の振興を図る
40	北海道総合開発を推進する
41	技術研究開発を推進する
42	情報化を推進する
43	国際協力、連携等を推進する
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

(2) 「平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 31 日に「平成 26 年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 18-3-ス 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	水資源政策	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	自転車交通	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
4	貨物自動車運送のあり方	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(12) 参照。

また、以下の 4 のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成 27 年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 18-3-セ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	道路交通の安全施策
2	住生活基本計画
3	国際コンテナ戦略港湾政策
4	国際協力・連携等の推進

(3) 平成 26 年度予算に係る評価として、ダム関係の 4 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、26 年 4 月 25 日及び同年 8 月 25 日に、「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として公表。

表 18-3-ソ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算（ダム事業）に係る評価〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	4	事業の継続が妥当 (3 件) 事業の中止が妥当 (1 件)	引き続き推進 (3 件) 廃止・休止・中止 (1 件)
	計		4	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(13) 参照。

- (4) 平成 27 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する 16 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 18-3-タ 再評価を実施した個別公共事業（27 年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	14	事業の継続が妥当 (14 件)	引き続き推進
2	官庁営繕事業		2	事業の継続が妥当 (2 件)	引き続き推進
計			16	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(14)参照。

- (5) 平成 27 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 16 事業を含め、383 事業について 27 年 2 月 10 日に「個別公共事業の評価書－平成 26 年度－」として、5 事業について同年 3 月 20 日に「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 26 年度－」としてそれぞれその結果を公表。

表 18-3-チ 再評価を実施した個別公共事業（27 年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	104	—	事業の継続が妥当 (104 件)	引き続き推進
2	ダム事業	直轄事業等	2	14	事業の継続が妥当 (16 件)	引き続き推進
3	砂防事業等	直轄事業	24	—	事業の継続が妥当 (24 件)	引き続き推進
4	海岸事業	直轄事業	13	—	事業の継続が妥当 (13 件)	引き続き推進
5	道路・街路事業	直轄事業等	158	—	事業の継続が妥当 (158 件)	引き続き推進
6	港湾整備事業	直轄事業	58	—	事業の継続が妥当 (58 件)	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業等	7	—	事業の継続が妥当 (7 件)	引き続き推進
8	空港整備事業	直轄事業等	0	—	—	—
			[評価手続中： 22 年度評価 1]			
9	官庁営繕事業		1	2	事業の継続が妥当 (3 件)	引き続き推進
計			367	16	—	—
			[評価手続中： 1]			

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(15)参照。

2 「政策評価の結果」及び「評価結果の反映状況」欄は、公表済分を含む。

- (6) 平成 27 年度予算に向けた評価として、補助事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、54 事業について、その結果を 27 年 4 月 10 日に「個別公共事業の評価書（その 4）－平成 26 年度－」として公表。

表 18-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業〈27年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	8 [評価手続中: 26年度評価2 21年度評価1 20年度評価1]	事業の継続が妥当 (8件)	引き続き推進
2	道路・街路事業	補助事業	24	事業の継続が妥当 (24件)	引き続き推進
3	住宅市街地総合整備事業	補助事業等	2	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
4	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	3	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	補助事業	17 [評価手続中: 25年度評価1 23年度評価1 20年度評価1]	事業の継続が妥当 (17件)	引き続き推進
計			54 [評価手続中:7]	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(16)参照。

- (7) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した72事業を対象に完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成27年4月10日に「個別公共事業の評価書（その4）－平成26年度－」として公表。

表 18-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数	政策評価の結果
1	河川事業	直轄事業	15	再事後評価、改善措置の必要なし
2	ダム事業	直轄事業等	2	
3	海岸事業	直轄事業	1	
4	道路・街路事業	直轄事業等	30	
5	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	4	
6	港湾整備事業	直轄事業	8	
7	空港整備事業	直轄事業等	3	
8	都市公園等事業	直轄事業	1	
9	官庁営繕事業		7	
10	気象官署施設整備事業		1	
計			72	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(17)参照。

- (8) 研究期間が終了した個別研究開発課題54課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成27年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成26年度－」として公表。

表 18-3-ト 個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
2	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発	

3	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
4	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
5	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
6	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
7	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
8	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発
9	A S R劣化構造物の力学性能推定技術の確立
10	サンゴ礁州島形成モデルの開発
11	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法的设计・施工法の開発
12	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
13	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
14	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
15	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
16	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
17	居住者満足感に基づく省エネ性と快適性の最適環境制御技術の開発
18	サステイナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
19	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
20	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
21	枠組壁工法におけるSMART-WINDOWシステムに関する技術開発
22	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
23	廃コンクリート・石系廃棄物の低炭素・完全循環利用技術の開発
24	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
25	空気清浄装置に利用される吸着材の再生利用に関する技術開発
26	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
27	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
28	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
29	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
30	開き戸の開放軽減に関する技術開発
31	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用D I Y制震補強に関する技術開発
32	木質系住宅における狭小間口耐震補強壁の技術開発
33	戸建住宅下に設置する地震計の開発及び評価・運用方法に関する研究
34	建築基礎のための地盤改良体の品質調査における比抵抗技術の確立の技術開発
35	樹脂含浸繊維シートを用いた住宅の基礎及び柱脚補強工法の開発
36	高性能・高耐久袖壁付き鉄筋コンクリート柱部材の研究開発
37	電車線柱及び駅舎天井等の耐震性評価と対策
38	乗車位置可変型ホーム柵の開発
39	交流電化設備を活用した蓄電池電車の開発
40	次世代コンテナ専用台車の開発
41	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
42	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発
43	船舶からの環境負荷低減のための総合対策
44	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
45	道路交通の常時観測データの収集、分析及び利活用の高度化に関する研究

46	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究	
47	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発	
48	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究	
49	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究	
50	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究	
51	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究	
52	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究	
53	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究	
54	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(18)参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成26年度実施計画に定めるもの
 施策目標

政策目標	施策目標
○ 暮らし・環境	
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する
3 地球環境の保全	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○安全	
4 水害等災害による被害の軽減	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○活力	
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する
	24 航空交通ネットワークを強化する



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/001028855.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成26年度環境省政策評価実施計画（平成26年5月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策に含まれる22目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：5件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	5	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	5		
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 27 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	6	平成27年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	6		
事後 評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：22件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-ウ〕	目標達成	9	1 評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続き 推進した 【引き続き推進】	6	
			相当程度進展 あり	10			
			進展が大きく ない	3			
		2 評価結果を踏まえ、評価 対象施策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	16	施策の重点化等		14	
				<概算要求及び機構・定員への反映状況> (概算要求に反映 16件 機構定員要求に反映 6件 (うち、機構 1件、定員 5件))			
				—		—	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-エ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続 き推進した 【引き続き推進】	2		

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月13日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	
1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
2	水銀排出施設に係る届出制度等の創設
3	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設
4	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設
5	水銀排出施設に係る測定・記録・保存義務の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
2	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
6	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、25年度に行った以下の5政策に含まれる22目標を対象として事後評価を実施し、26年11月10日に「平成25年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 19-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	相当程度進展あり	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	相当程度進展あり	改善・見直し

3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標達成	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進			
5	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	目標達成	改善・見直し
6	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
7	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	改善・見直し
9	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	目標達成	改善・見直し
10	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	進展が大きくない	改善・見直し
11	目標 4-7 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	相当程度進展あり	改善・見直し
6 化学物質対策の推進			
12	目標 6-1 環境リスクの評価	目標達成	改善・見直し
13	目標 6-2 環境リスクの管理	目標達成	改善・見直し
14	目標 6-3 国際協調による取組	進展が大きくない	改善・見直し
15	目標 6-4 国内における毒ガス弾等対策	目標達成	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備			
16	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	目標達成	引き続き推進
17	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	目標達成	引き続き推進
18	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	相当程度進展あり	改善・見直し
19	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	目標達成	引き続き推進
10 放射性物質による環境の汚染への対処			
20	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	進展が大きくない	改善・見直し
21	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	相当程度進展あり	引き続き推進
22	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(3)参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

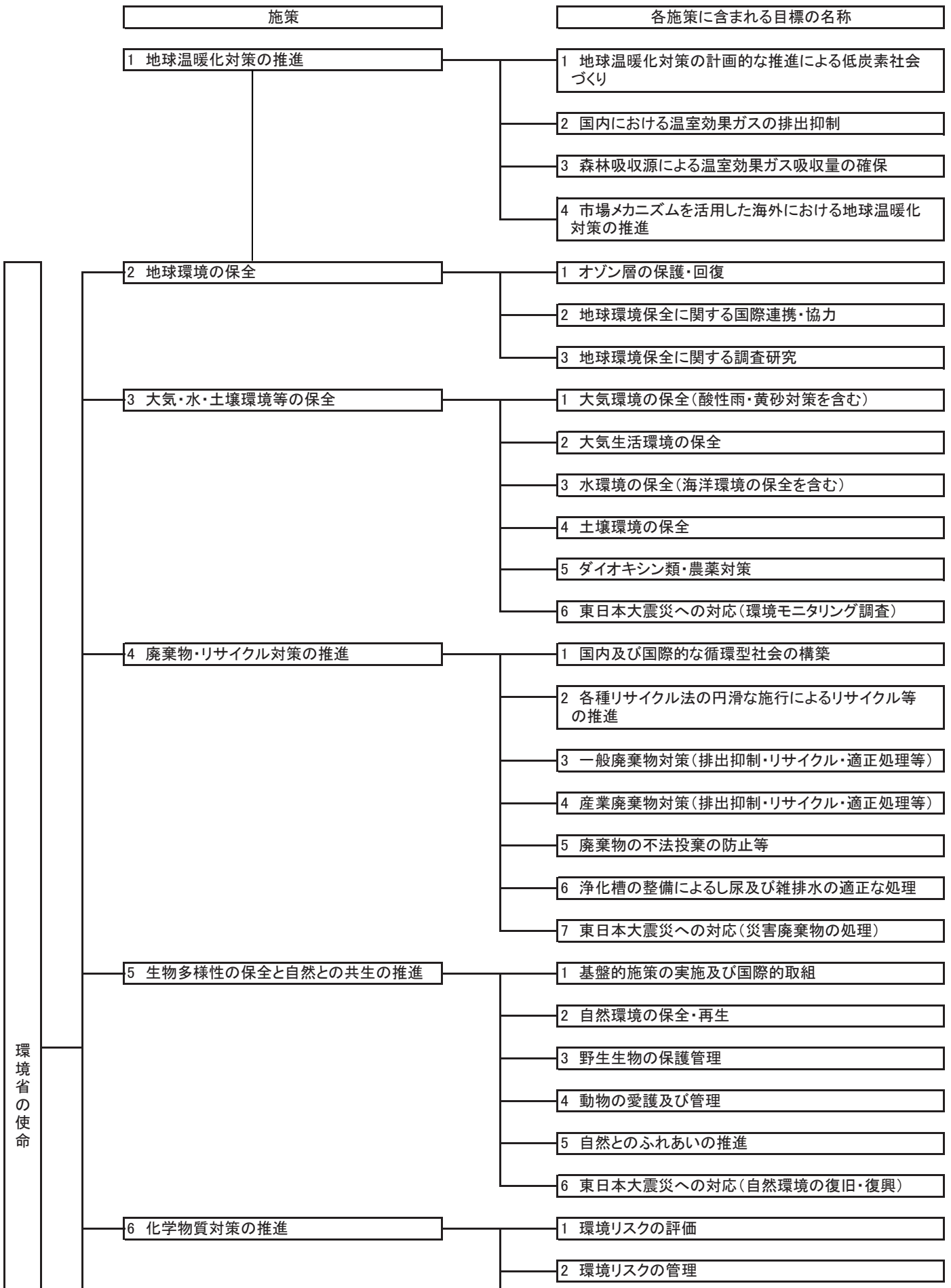
表 19-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

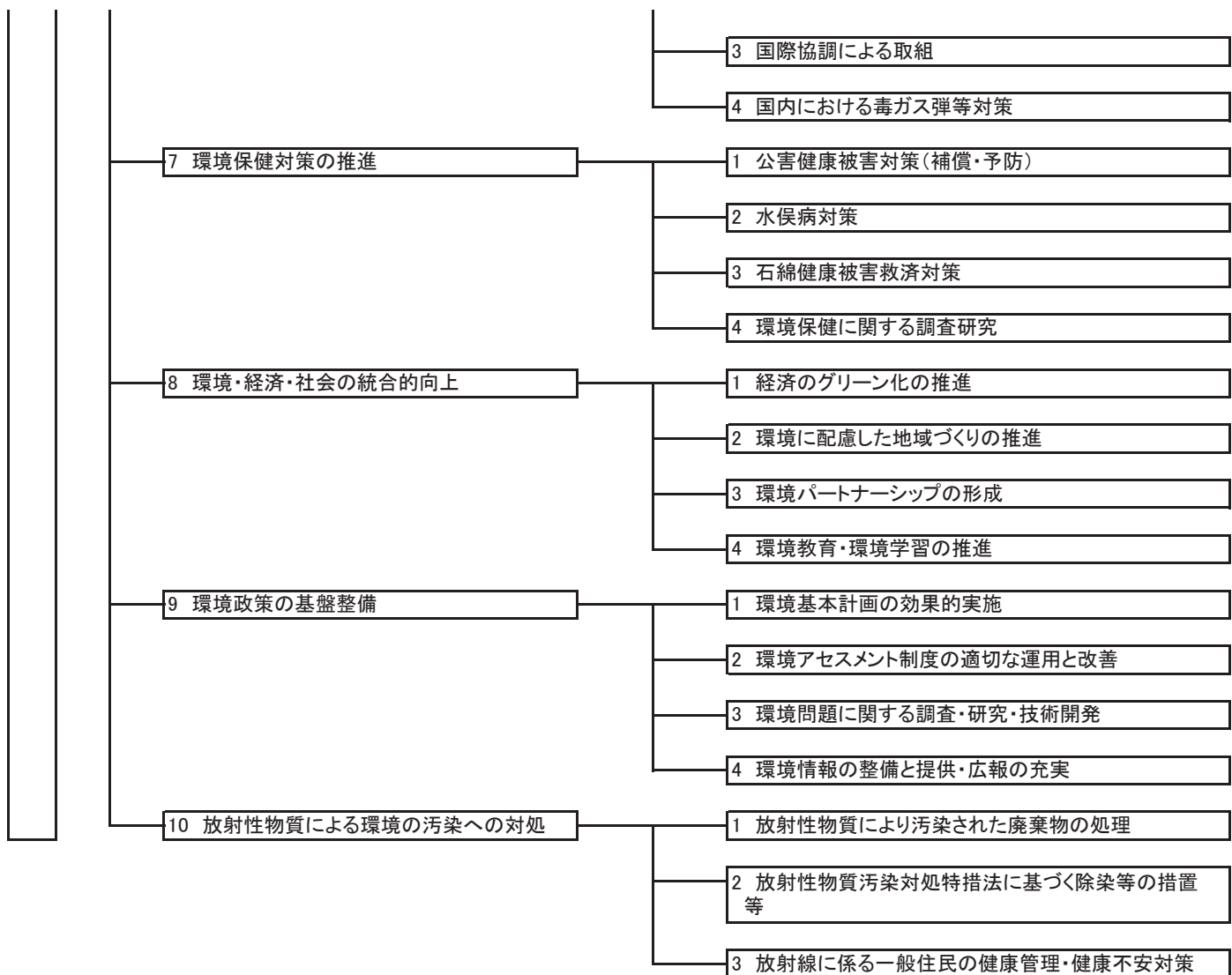
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(4)参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/seisaku-taiou.pdf>)参照

原子力規制委員会

《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正、平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 9 月 19 日から 29 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第 3 条第 1 項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成26年3月26日制定） 平成26年6月3日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象。
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第 7 条第 2 項第 1 号）	実績評価方式：3 件 （目標管理型の政策評価） [表 20-3-ア]	目標達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【改善・見直し】	3
			相当程度進展あり	1		
未着手 （法第 7 条第 2 項第 2 号イ）		該当する政策なし	—	—	—	—
未了 （法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）		該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 （法第 7 条第 2 項第 3 号）		該当する政策なし	—	—	—	—

表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」として公表。

表 20-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力関連規制の実施（注 2）	目標達成	改善・見直し
2	原子力災害対策（注 3）	相当程度進展あり	改善・見直し
3	原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成	改善・見直し

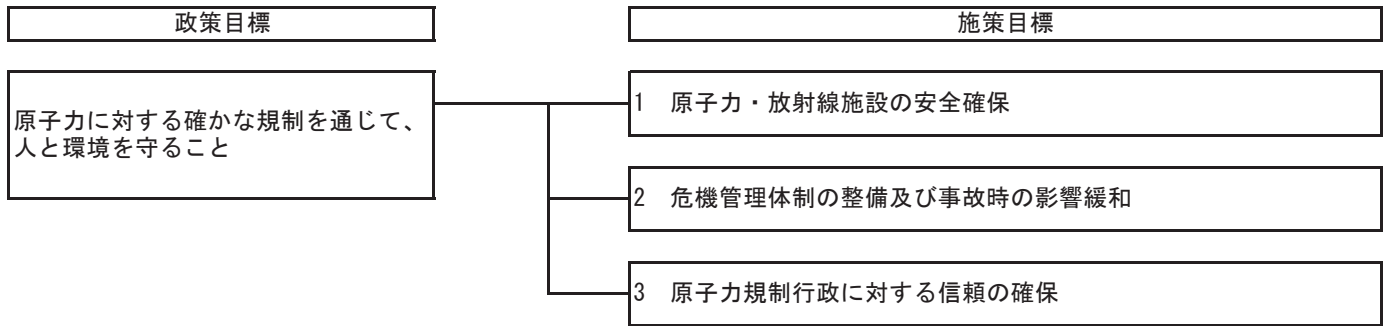
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表20-4-(1)参照。

2 別表の施策目標「1 原子力・放射線施設の安全確保」に関する政策である。

3 別表の施策目標「2 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和」に関する政策である。

政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ(<http://www.nsr.go.jp/data/000045715.pdf>) 参照

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 法第 9 条に規定する事前評価の実施に当たっては、施策等の採択及び実施の可否の検討に資するため、当該施策等の実施により期待される政策効果を含め、その必要性等を経評価する。 ○ 事前評価の対象は、施策等のうち、法施行令第 3 条各号に該当するものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 施策を対象とする事後評価は、実績評価方式を基本として実施する。 ○ 事務事業を対象とする事後評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 実施計画には、法第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、事後評価の対象としようとする施策等ごとに、評価時期等を定めるものとする。 ○ 施策及び租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業関係の租税特別措置等に限る。)は、基本計画の計画期間内に少なくとも一度は事後評価の対象となるよう選択する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 内部部局の各課(これに準ずる組織を含む。)は、政策評価の結果を概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため活用し、関連する施策等へ反映するものとし、その内容を大臣官房企画評価課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 大臣官房企画評価課は、基本計画、実施計画、政策評価書、政策評価の結果の施策等への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載等を行う。 ○ 外部からの意見等は、大臣官房企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度の防衛省における事後評価の実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式（新規研究開発）：16件 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	16	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	16	
				〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 16件)		
	事業評価方式（租税特別措置等）：5件 〔表21-3-イ〕	事業を実施することが妥当	5	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	5	
事後評価	主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし	—	—	—	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 16 項目を対象として評価を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 26 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	回転翼哨戒機（能力向上型）
2	新多用途ヘリコプター
3	将来戦闘機の技術的成立性に関する研究
4	戦闘機用エンジンシステムに関する研究
5	電動アクチュエーション技術の研究
6	ステルス戦闘機用レドームに関する研究
7	将来HMDシステムに関する研究
8	高高度迎撃用飛しょう体技術の研究
9	艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究
10	先進対艦・対地弾頭技術の研究
11	静粛型魚雷用動力装置
12	先進アクティブソナー技術の研究
13	新型護衛艦用レーダシステムの研究
14	次世代データリンク高速・高信頼化技術の研究
15	戦術データリンク妨害用送受信技術の研究
16	衛星搭載型 2 波長赤外線センサの研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 21-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除
2	A C S A による免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設
3	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 21-4-(2) 参照。

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成26年3月31日策定の基本計画に定めるもの

基本目標	政策分野	施策
国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身を軸として外交力、防衛力の関与を強化し、及び	総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化	1 周辺海空域における安全確保 2 島嶼部に対する攻撃への対応 3 弾道ミサイル攻撃への対応 4 宇宙空間及びサイバー空間における対応 5 大規模災害等への対応 6 情報機能の強化
	外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化	7 日米防衛協力の強化 8 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組
	諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善	9 二国間・多国間共同訓練・演習の実施 10 防衛協力・交流の推進 11 能力構築支援の推進 12 海洋安全保障の確保 13 国際平和協力活動の実施 14 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力
	防衛力の能力発揮のための基盤の確立	15 訓練・演習の充実・強化 16 部隊等の各種支援機能の強化 17 人事教育施策の推進 18 衛生機能の強化 19 防衛生産・技術基盤の維持・強化 20 装備品の効率的な取得 21 研究開発の推進 22 地域コミュニティとの連携 23 情報発信の強化 24 知的基盤の強化 25 防衛省改革の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2014/taiou.pdf>)参照